

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議案第65号の質疑

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第65号（条例案件）を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑はないようですので、議案第65号（条例案件）に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第55号の質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、議案第55号 一般会計補正予算を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、議案第55号 那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について、1点のみ質疑をいたします。

予算執行計画書の6ページになります。

4款2項2目ごみ減量化対策費、環境基金活用事業656万円についてですが、ここにおが粉の製造あるいは剪定した枝とか落ち葉の回収受付事業など、あるいは廃食用油の回収について書いてございますが、この内容をもう少し説明願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、執行計画書の6ページのところですけれども、ごみ減量化対策費といたしまして、今回、環境基金を活用いたしまして事業展開したいということで、中身は、剪定枝と落ち葉については現在焼却しているところなんです、それを資源化したいということで、剪定枝についてはおが粉を製造して、現在堆肥センターでおが粉の水分調整ということで使っていますので、そちらのほうで活用したいということでございます。落ち葉についても、やはりこれはおが粉というか、堆肥センターのほうで水分調整ということで活用することでの回収であります。

それと、廃食用油の回収事業でありますけれども、これにつきましては、家庭からサラダ油などの植物由来の液状のものであります。それを活用してバイオディーゼルの燃料をつくりたいということでございます。この廃食用油も現在は焼却処分されているということで、それも資源化ということで考えております。

剪定枝のほうなんです、これは予算をお認めいただければ本年11月からということで、来年度23年度、あと1年とちょっとですけれども、試行期間ということで位置づけて実施してまいりたい

と考えております。当面は拠点回収ということで、今後、自治会長さんと協議があるんですけども、自治公民館等を拠点といたしまして、そちらから回収するというふうなことで考えています。

また、廃食用油につきましては、こちらも拠点回収ということでありますが、場所については各庁舎ですね、本庁と支所と出張所と4カ所についてということで、そちらのほうに持ってきていただくということで、当面は週1回ぐらいの様子を見ながら回収していきたいということで考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 内容についてはおおよそわかったんですが、再質疑したいと思います。

まず一つは、今剪定枝と落ち葉の回収については自治公民館などにおいて拠点回収をしたいということでありましたが、この拠点回収は、例えば各自治公民館ではなくて公民館などでトレイとか拠点回収しているんですが、それに関してもいろいろ問題があって、それをだれがきちんと管理するのかというようなことで、見て非常に散らばっていたり、ごみ置き場と化しているような公民館もあるという現状の中で、自治公民館で拠点回収することについては、きちんとこれをそれぞれの自治公民館の方たちに対して、そういうことができるような態勢をとっているのかということが一つ。

もう一つ、11月から23年度にかけて1年と少し試行するという事なんですが、これがうまくいけば、これからは続けていくということなんでしょうけれども、その辺の見通しをもう少しお尋ねしたいと思います。

それから、現在燃やしているということであれば、拠点回収するということは透明袋などに入れ

て、市で決めたピンクの袋を使わなくてもいいのかということ、もう一つお尋ねします。

それから、バイオディーゼルの燃料にサラダオイルを使ったものを使うということなんですが、これは県内を見ただけでも幾つかの市や町で行っているんですが、目的ですね、何のためにやるのかと。小山でもやっていますし那須町でもやっているんですが、何か決まった車の燃料としてこれを使っていくのか、あるいは、燃やすということではなくて環境に配慮したということで、とりあえずやってみようということなのか、その辺の計画をお聞かせ願います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 4点ほど質問あったと思うんですが、まず1点目の、自治公民館のほうの態勢はできているのかということですけども、先ほど申し上げましたように、まだ予算のほうは通っておりませんから、これから自治会長さん、あるいは公民館長さんと詰めていきたいというふうに考えております。

試行ということの考え方ですが、軌道に乗ればそのまま続けるというほかに、ただいま申しあげました拠点回収か、または場合によっては、量によっては戸別回収ということもできるかどうか、そういうものも視野に入れた中での試行ということでございます。

あと、袋についてですが、当然これは資源化のものですから、有料袋でなくて結構でございます。

それと、バイオ燃料の件ですが、目的は、先ほど申し上げましたようにごみ減量ということで、バイオ燃料をつくるということで、使い道につきましては現在のところ、その状況を見てからなんですけれども、来年度においても活用できるかどうか、量的に、お金もかかりますので、その辺の状況を見まして使えるということであれば、ク

リーンセンターのトラックは軽油で走らせておりますので、そちらのほうに活用できればなというふうな考えはあります。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今説明がありました、落ち葉と剪定枝のことなんです、予算が通ってからそれぞれの自治公民館の方たちに説明することだったんですが、例えば、予算が通った後で、それが、この間の審議会か懇談会の中でも大分出ていたと思うんですが、そういうことは自治公民館のほうでどなたかがやらなければいけないわけですよ。ただ黙って置いておけばいいというものではないと思いますので、その辺のところ、予算が通ってから説明するというのでいいかどうか。

そして、もしそういうふうにするのであれば、きちんと全市的にそれができるような形をとっていただきたいというふうに思うんですが、これを最後にお尋ねします。

それから、もう一つ、これでおが粉をつくって堆肥センターで使うということなんです、今までおが粉を買っていた部分があると思うんですが、この拠点回収をすることによっておが粉をつくって、そのおが粉で堆肥センターのおが粉が賄えるというふうに考えていらっしゃるのかどうか。

それから、バイオディーゼルについてはクリーンセンターの車に使うということでしたが、この予算の中には回収ボックス、つまり油を回収するための入れ物の予算はありますけれども、これを燃料にしていくという予算は入っていないというふうに見受けるんですが、そうすると、集めたものはどこかの業者に頼んで燃料化してもらうのか。ほかの市や町ではほとんど、これを回収して、その市や町で燃料にして使っているという形をとっ

ていると思います。幾つか見てきたところでは、やはり車が1台、2台と決まっていると、つまり必要なものを必要なだけつくるという作業が必要になるので、集めるだけ集めてどこかへ頼むというのはどうなのかなというふうに思います。その点について最後、お尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） まず1点目、態勢の話ですけれども、近々自治会長さんの会もありますので、そちらのほうで説明をして理解を求めていくというふうに考えております。当然、全市的に実施をしていくという考え方でございます。

おが粉の量であります、果たして剪定枝がどのくらい出るかというところの問題があるわけなんです、過日、一定期間の収集の状況を見たんですが、やはり剪定枝は季節によって出る量が違いますので、なかなか推定するのは難しいという状況であります、おおむね年間出る量は200tぐらいというふうに見込んでおります。

そのおが粉の製造ですけれども、それについては1日200kgを製造できる機械なんですけれども、それでおが粉をつくりますと、おおむね500m³弱かなというふうに見ております。

それと、バイオ燃料のほうですが、今回の予算は、先ほど申しあげました拠点回収、各庁舎に持ってきていただくということの回収ボックス4台分のみ予算計上しております。そして、それを業者に委託をして回収してもらうという考え方です。できたものの燃料ストックにつきましては、先ほど申しあげましたように、今年度の状況を見ながら来年度の中で活用に向けて、使うということになれば、その時点で燃料を入れるタンクの購入ということになります。

以上です。

議長（君島一郎君） 次に、11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 今の環境基金活用事業の関係であります、事業につきましては了解いたしました。現在の基金の残高は幾らになっているか、まず1点お聞きします。

あと、9ページ、林業振興費、林業振興対策費の林業木材産業構造改革事業、これについての事業の内容と補助金をお聞かせください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） ただいまの改革基金の残高ということでございますが、3,000万円であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 2点目の質問でございます。

今回補正しております木材産業構造改革事業補助金ということで、1億7,500万円ほど補正しております。これにつきましては、那須塩原市の二区町地内に集成材の製造施設の整備を行うということで、事業主体に対しまして国から補助事業として補助金が交付されるということでございます。

この事業の内容でございますけれども、この事業につきましては、事業主体が県北木材協同組合ということで、設置場所は、先ほど言いました二区町地内ということで、縦道と4号線が交差する交差点がありますけれども、そこから若干西寄りというところで、昔、木造関係の工場があったというふうに伺っております。その工場を利用した集成材の工場ということで、整備施設としては集成材、平角と言いますか、そういったものを製造していくということでございます。

これについては、事業主体が先ほど県北木材協同組合ということで、8月中の登記が済みまして、今度事業主体となって実施するというので、これにつきましては、県北の杉・ヒノキを材料とし

まして、主に柱として使えない部分、部分的には木材として使えるわけですが、柱としてはちょっと使えないというようなものを張り合わせまして、集成材をつくるという工場でございます。

それによりまして、15人ぐらいの地元雇用をしたいというような考えを持っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは、再質問いたします。

環境基金の関係であります、現在3,000万円ということであります。まず1点が、今後毎年のぐらいこの基金を積んでいくのか。あともう1点が、今後の事業について何か考えがあれば伺いたいいたします。

あと、先ほどの木材の関係であります、県北の材木協同組合ということで理解いたしました。これは何社ぐらい入っているかわかれば伺いたします。

以上です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 環境基金の今後の積み立てということでございますけれども、基金条例でうたっているとおり一般廃棄物処理手数料の額を勘案して予算で定めるということでありまして。ということで、幾らということは申し上げられません。

今後の事業ということでありますが、やはり基金を十分活用していきたいという考え方から、今後とも、より新たな事業というものにも取り組んでいきたいというふうに考えております。今のところはございません。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） この組合員には、伺っているところでは、組合員は10名で組織されると。10名の、要するに二世代で行っている方が参加をするということで、本市においても2業者の方が参加するというふうに伺っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） 環境基金の関係であります。新しい事業は今後ということですが、決定する場所というか、最終決定はどちらでやりますか。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 事業の決定はどこでということでの質問ですが、今回の剪定の関係につきましても、庁議におきまして決定しております。今後についても庁内全体での調整を図るといった観点からも、庁議で決定していきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） 予算執行計画書の中から5ページ、3款民生費の中からお願いいたします。

1項6目高齢者福祉費の中から1101事業、認知症高齢者グループホームスプリンクラー設置が396万円、その下の1501事業、介護施設開設準備経費助成1,500万円、一番下の2項7目児童扶養手当4,546万3,000円、これの内容をお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） お答えします。

まず第1点でございますが、認知症高齢者ホームスプリンクラー設置でございますが、平成23年度実施する予定だったものを前倒しで、今回1カ所やるものでございます。これは昨年消防法が改

正になりまして、スプリンクラーの義務づけが、275㎡以上の認知症グループホーム施設について課せられたものでございます。

それと、介護施設の準備助成でございますが、これはいわゆる小規模多機能施設等の開設のための準備資金ということで、1床当たり60万円ほど新たに補助がつくということになったものですから、それを加えたということでございます。

それから、児童扶養手当でございますが、今般8月から父子の方も該当になるということで、そういった意味での予算の増額でございます。また、これはご存じのようにひとり親の母子という形で助成していたものでございますが、今回そんな形で受給者の増もあるものですから補正させていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） 再質疑いたします。

1101事業のスプリンクラーなんですけれども、前倒しなんですけれども、どちらのグループホームか教えてください。

それと、401事業の児童扶養手当なんですけれども、改正児童手当法がことしの8月1日に施行されて、今のご答弁のとおりなんですけれども、やはりこれからは母子家庭と同様に父子家庭もそれなりの手当がいただけるということで、申請は8月1日からなんですけれども、申請が何件あったでしょうか。また、父子家庭のほうの所得制限なんかも設けてあるのかお伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） スプリンクラー設置については塩原地内の「和」でございます。それと、児童に関してでございますが、所得制限はありというふうに聞いています。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 申請件数については手持ちにないので、後で調べてお知らせいたします。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 申しわけございません。塩原地内「生きいきの里」でございました。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） 父子家庭の件なんですけれども、大体所得制限はどのぐらいを上限に、目安として。お願いします。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 細かい資料を持ち合わせておりませんので、これも後刻報告します。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 予算執行計画書の6ページ、4款衛生費の中の1項2目予防費の中の予防接種事業、201事業のインフルエンザワクチン接種清算に伴う変換金602万5,000円が発生しておりますが、この発生要因をお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 予定した人数の半分ということで決算できましたので、国県のほうへ返還するという形です。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 先ほど602万と発言したそうですが、620万5,000円で訂正願います。

さきの一般質問の中でも議論されたわけですが、昨年から今年冬にかけてあれだけ大騒ぎをして、それでも当初予算予定の接種が半分だったということで、あの騒ぎは何だったんだろうなと思っ

ているところなんです、これから冬に向けて、今

年度から季節性インフルエンザ対応ということですが、今年度の予算というんですか、接種予定はどのぐらいに想定しておりますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 議員のほうから言いましたように、今年度は季節性インフルエンザということで、昨年とちょっと状況が違っておりますが、約3割程度受けるんじゃないかというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、執行計画書の5ページのところで、先ほど平山議員が質疑していた後を続けてさせていただきたいと思うんですけれども、民生費の地域介護福祉空間整備事業のところでグループホームへのスプリンクラーで、先ほど義務化されたということで毎年グループホームへのスプリンクラー設置を進めておりますけれども、長期計画でグループホームを計画しているところは、高林はこれからなので、もう既に新築なのでスプリンクラーはつけている認識でいいのかどうか。もちろんそうだと思うんですけれども。

それと、ほかの地域のところで、朝日、豊浦、東那須、西那須の西部、東部、塩原ということで、この各地域のところでグループホームへの設置状況はどういうふうに、もうこれで前倒して塩原をやって終了したということになるのかどうか、それをひとつお聞かせください。

あと、実際に小規模多機能のところでは民家改修型とか、グループホームだけでなく小規模多機能も同じようにお泊まりの施設で、市が指定する施設ですので、その辺のところのスプリンクラーの設置状況を把握しているかどうか、このグループホームの設置に合わせてお聞きしたいと思います。

その次、6ページのところの衛生費の2項2目環境基金活用事業のところ、先ほどお二人の方が質疑をしていましたので、やろうとしていることはわかりますけれども、試行的に行うということですが、自治公民館のところを一時保管をするという、要するに、その保管場所が確保できるところだけをやろうとしているのか、手を挙げればどこでも試行ができるのか。自治公民館がないようなところもあるので、試行なので、特定の地域とかエリアを決めてやろうとしているのか、その辺をもう少し、保管場所との関係でどのように考えているのか、聞かせていただきたいと思えます。

保管場所をあちこちに設定するという部分のところはいいんですけれども、これだけ広い地域、実際に使うのは堆肥センター塩原ということになりますので、一たんどこかに中継でためておく、そこからまた持っていくという作業をしなければならぬとき、二度手間になるということをもどのように解釈しているのか。

あと、実際に剪定枝が出るという仮定の中で、剪定枝が出るのは今までどおりにくくって出せばいいわけですし、落ち葉は有料の袋に入れて出していたことになると思いますので、それが試行的な拠点回収のところへ持っていけば無料ということなんだと思うんですけれども、実際にそれをわざわざ自治公民館まで持っていく程度の量では、落ち葉はそんなに集まらないんじゃないかなというふうに思います。

今、仮定の中で想定しているんだと思うんですけれども、茂木も同じように落ち葉を堆肥センターに入れているんですけれども、あそこは地域の高齢者の生きがいと森林の保全ということで、地域の雑木林などの荒れているところの落ち葉をかきとか下さらいをしている、それを持ち込んで落ち

葉を使う。それが結構アルバイトになるので高齢者の生きがいにもなる、元気になるというふうに、1つのものだけで完結しないで2つぐらいの施策をするということで、お金をかけながら生きがい対策をすると高齢者が元気になるという事業にする。そうじゃないと、ただ税金を使ってこれをするということなので、1本だけで仕掛けをするという発想でなくしていただきたい。そういうことを、いろんなところを見てきたならば、入れてあるかどうかということ、落ち葉はそうですね。そういうもの。

あと、剪定枝の場合ですけれども、実際に家庭から出るのは、今でも無料で持っていってくれるんだからそれで出すよということになると思うんですね、ステーションにね。出るのはどこかというところ、結構シルバー人材センターの作業をしているところは、シルバー人材センター事業としてやってきて、その処理に困っているということになると思うので、その辺をどういうふうにお考えになっているのか。

あと、産廃で森林伐採している事業者は別ですけれども、そんなところのを引け受ける必要はないんですけれども、同じ民間でも、ここで営業を行っている植木屋さんも、土地がある方は自分のところで何らかの形で処理をしているんですけれども、その辺のところも剪定枝の処分に昔のように燃やしたり埋めたりすることはできないので困っていると思うし、それはある意味、資源ですので、埋められたり燃されたりしないほうがいいので、その辺のところをどう考えているかというものを聞かせていただきたいと思えます。

あと、廃食油の回収ですけれども、これもやはり業者に委託して燃料化して、その燃料化したものを清掃クリーンセンターのほうで保管してトラックに使うということを考えているみたいなんです

すけれども、今、家庭からの廃油の回収という部分のところはもうやらなきゃいけないことですが、これを直接やる方がいいのかどうか、回収してどこかで使う民間のところ、自分のところでトラック1台回す分ぐらいだったらいいんですけれども、そうでなければ、市内で言ったらアジア学院でも行いたいということで、それで油が集まらなくて回せなくて困っているというようなところと提携するののも一つの方法だと思いますし、それと、実際に給食センターの廃油が、環境に配慮した取り組みをやっているアジア学院あたりに行けるといいなというふうに思っているんですけれども、民間の業者に売り払っているということなので、その辺のところをどのようにお考えになっているか、あわせて聞かせてください。

以上で1回目の質疑といたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） グループホーム関係のスプリンクラーの件でございますが、平成21年4月に施行された消防法によって、275㎡以上の施設が該当になるというのは、先ほどお答えしたとおりでございますが、これに満たないものは当然設置義務なしということでございますが、現在までにグループホーム関係で設置済み、当初からでございますが、そよ風さんは設置済みでございます。それと、今年度当初予算であぐりさんと四季の空さんについては予算化されておりまして、やると。それから、先ほど間違えて答弁しました和さん、こちらのほうが今回の9月補正で対応するというところでございます。失礼しました。生きいきの里が22年度設置予定で、9月補正で計上したところでございます。和さんについては21年度ということで、四季の花さんについては設置義務なしという状況になってございます。

それと、先ほど答弁漏れしました、議員さんのほうにお答えした件なんですが、父子家庭の関係の申請でございますが、現在8月31日現在60件ほどの申請がございます。それと、所得制限の件でございますが、これについては児童扶養手当関係の所得制限と同じでございます、例えば扶養者3人でございますと133万、これが全額補助ということでございますので、あわせて平山啓子議員さんにお答えしたものの追加ということにしたいと思います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 環境基金の活用事業の件でのご質問ですが、まず、保管場所の件で公民館等でスペースのないところというふうなことでありますが、確かにそのとおりでありまして、その辺について今後詰めていくということになります。

剪定枝につきましては、現在ステーションに出してもらっているのは50cmぐらいで、片手で持てる程度ということで無料回収をしているわけですが、太さは5cmぐらいということですけれども、今度はもう少し太くて直径10cm以内ということで、長さも1mぐらいまではいいですよ。1束30cm程度にという形で束ねて出していただくということで、大きくなりますので、今議員ご質問のとおり、置く場所がないところはというふうな問題ですが、その辺については十分この中で詰めていきたいと。

先ほども申し上げましたが、地域に関しては全地区を対象ということと、1カ所で集められないんじゃないかと、中間のストックヤードというか、そんなあれが必要じゃないかというふうなお話でしたけれども、うまく連絡があってその日のうちに全部 作業場所を説明しませんでした、この作業場所は堆肥センターのところの旧牛舎の

ところでやるんですが、そちらのほうに一挙に持ち込んでくるというふうな考え方であります。

あと、落ち葉の件ですが、そんなに集まらないんじゃないかということですが、大変でも、ある一定の袋、透明ということで結構なんですけれども、そちらにいっぱいになるまで持ってきておいていただいて、たまったら拠点のところに置いていただくという方法でお願いしたいというふうに思っております。

それと、植木屋さんなどの剪定枝についての取り扱いですけれども、これについては直接堆肥センター、ただいま申し上げたところに持ち込んでいただくということで、これは無料で回収するという考えであります。

それと、バイオ燃料の件ですが、回収の件については先ほど山本議員にお話ししたとおりですが、状況が何とも、どのくらい集まるかということが非常にわからないところもありますので、その状況を踏まえながら、先ほど申し上げたように拠点で集めて精製して、とりあえずは清掃センターのトラックに使っていくというふうな考え方と考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 先ほどの高齢福祉のところでも、小規模多機能の実態はどうなっているのか、スプリンクラーの設置状況はどうなっているのか、把握しているのか、あわせてお聞きしたいということで。

なぜかという、この中では併設型では新しい高林が併設型になると思うんですけれども、グループホームとなるんだと思うんですけれども、四季の花も併設型ですね。ですから、四季の花なんかは併設型でやっているけれども、義務化なし。

義務化なしのところのスプリンクラーにかわる対策がどうとられているかというの、把握をなさっているかどうか。要するに、ただ国の法律で決まったからグループホームの設置をするんだよということじゃなくて、グループホームの入所高齢者の安全、あと小規模多機能でお泊まりしている、昼間は何とか逃げ出せるんですけれども、職員がいるので。夜間になると職員1人、2ユニットでも2人いればいい、中には1人というところもありますので、高齢者の安全ということを考えて設置するんでしょうから、その辺をあわせて考え方もお聞かせください。

6ページのところの、先ほどの剪定枝とか落ち葉の回収の部分のところを十分に考えていただきたい。自治公民館でやりたいということで、そこでやるという部分もいいんですけれども、私は中間点に必要なと言ったのではなくて、それが中間点になってしまうから、そこからまた堆肥センターに運ばなくてはならないので、二度手間になるでしょうということだったので、どうせ中間点が必要とするんだったら、堆肥センターまで遠いので、大量に集めるので旧黒磯の清掃センターをシルバーか何かの作業場として、貸して、それでシルバー人材センターがそこで植木とかそういう部分のところをやった剪定枝もそこで一時保管するし、そこで一時受付もして、そこへ持ち込んでもらってもいい。

あと、市民であっても、ある程度の量が出たときには、自治公民館へ持って来るんじゃなくて、軽トラで清掃センターへ持っていく方もいらっしゃるんだから、その分を逆に堆肥センターに直接持ち込むということも一つの考えじゃないかなということで、試行でいろいろやってみて、直接搬入も考えてみるし、拠点でうんと近いところの自治公民館でモデル的にやってみる。あと、3地区

は遠いので、どこか中間点で集める場所も考えてみるというようなこと。

あと、先ほどの10cmぐらいで1mというのが、今茶筒缶ですよね。それで1mぐらいまで。それが中途半端な粉碎機を使うと結構出てくるものに対応できないので、その入れる機種も十分に配慮していただきたいと思うんですけれども、家庭から出てくるような実態と粉碎機が一致しているかというのは、どこで判断なさいましたか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 小規模多機能施設についてのスプリンクラー設置状況でございますが、先ほどお答えしました21年度実施した四季の空、これについては設置義務なしであります、実際に21年度当初予算で整備しているということでございます。

それと、現在既存の5カ所ほど小規模多機能施設があるんですが、これ等については設置義務はないということなんです、今後やはり議員さん心配しておられるような形での安全面を考えれば、当然そういった設備等も必要なというふうに思いますので、その辺については検討させていただきたいということでございます。

それと、今後できるものについてはほとんどが小規模とグループホームセット型でございますので、そちらは当然義務づけということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） おが粉のほうの関係ですけれども、直接搬入につきましては、ちょっと説明が舌足らずで申しわけございませんでした。拠点回収以外に直接搬入も受け入れるという考え方でございます。

それと、剪定枝の直径の関係ですけれども、10cm以下ということですが、この辺のところについては実際に機械で実証実験して、そこまでなるといふうなことで10cm以下というふうに決めたものであります。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

失礼しました。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） じゃ、5ページのところのスプリンクラーの部分のところは実態は了解いたしました。実際に今後もこの部分のところでは、北海道の屯田のグループホームが火災になったことに発して、グループホームはみんなすごく敏感になっております。どこの運営推進会議に出ても、やっぱり地域の方から大丈夫なのかという意見が上がっているぐらいですので、スプリンクラーだけの対応じゃなく、それがついたから安全というものではありませんので、その辺のこのスプリンクラー設置にあわせて、防火対策で、どれも市の指定施設ですので、その辺のところを何か考えているかどうかをひとつあわせてお聞きいたします。

そして、先ほどの6ページのほうのおが粉製造機ですけれども、規模的にはとても小さい施設なんです、茂木は。ミドリ堆肥をつくっているところが。そこのおが粉の粉碎はもうちょっと大きなものを持ち込んでいたと思うし、実際10cmではちょっと中途半端かなと思うんですけれども、その辺ももう一度精査をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） スプリンクラーの

件については、先ほど四季の空でも言いましたように、設置義務がなくてもやっているという状況があります。また、既存のやつで設置義務なしでついてないという状況にありますものですから、ハード面も含めて、いわゆる防火等災害体制での施設ごとの支援、防火計画も当然あるでしょう。その辺について十分確認の上、私どものほうも直接施設指導権でございますので、そういうところで調整して、今後新たな必要性があれば、そういった施策につなげていくような検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） おが粉製造機の能力の件ですけれども、今後の中で試行という形でやっていきますので、その辺を検証しながら検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 予算執行計画書の中の5ページ、民生費の中で2項2目保育園管理費の中で修繕費、消防設備修繕ということで非常灯バッテリー交換17万1,000円。これについて、何台購入してどこに設置するのかお聞かせください。

それと、11ページ、教育費の中で体育振興費、スポーツ振興事業の中で報奨金、全国関東大会激励ということで196万円上がっていますけれども、この内訳をお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 第1点目、保育園の非常灯のバッテリーでございますが、なべかけ保育園、1カ所のみでございます。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 10款6項1目の激励費

でございますが、この激励費につきましては全国大会に出場する場合に1人1万円、関東大会の場合は5,000円支給しているわけですが、それが9月10日現在でいきますと全国大会で102人、関東大会で166人で185万円執行しております。

したがって、通例でいきますと、今後全国大会、関東大会等に出場する予定からしますと、この程度足りなくなるのではないかとということで、補正をお願いしております。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 了解しました。

それでは、バッテリー交換のほうなんですけれども、古いバッテリーのほうの処分はどのようにしていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

それともう1点、全国大会1人1万円、関東大会5,000円ということですが、今後この激励費、やる気を起こさせるために金額を上げていく予定はあるのかどうか、2点お聞かせ願いたい。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） バッテリーについては、業者のほうに引き渡して適正な処分をするということでございます。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 激励費の金額を上げていく予定があるかということですが、現在のところその予定はございません。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

ほかにないようですので……

17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 一般会計補正予算のほうで執行計画書、6ページ、7ページについてなんですが、5款労働費、緊急雇用創出事業、この中に賃金として固定資産税課税台帳適正化事務補助887万7,000円、このように書いてありますが、こ

の適正化事務補助、何か適正でない部分があって、その部分を直すための補助事業なのか、あるいは、たまたま公平性とかそういったものに欠けるために台帳を適正にしたい、そういうことでここに計上になっているのか、それが1点。

さらに7ページに、やはり緊急雇用創出事業で408事業、570万7,000円、409事業、369万5,000円、413事業、547万9,000円ですが、大きいところは先ほどの最初に質問しました418事業とあわせて4件、大きい金額の事業があるんですが、それぞれの各事業で緊急雇用創出がどのくらい図られていると思うのか。大変経済情勢が厳しい中、雇用が重要視されております。したがって、緊急雇用創出事業、この金額でどの程度の人が緊急雇用されるのか。それについてお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 緊急雇用のうちの固定資産税の課税台帳の適正化事務について質疑がありましたので、お答えいたしたいと思います。

雇用人数は10人でございます。事業の内容としましては、法務局の登記情報と航空写真と法務局の台帳と、現在こちらで持っています課税台帳を突合して、課税漏れがあるかどうか、そういった把握をするための事務でございまして、特に間違いがあったとかないかということではなく、確認作業をするということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 緊急雇用創出事業の中での408事業でございしますが、那須塩原ブランドのPR事業ということで、これについては一般質問の中でお答えしたことがありますけれども、那須塩原ブランドが決まりますと当然PRしなくちゃならないということで、そのホームペー

ジの立ち上げを業者委託によりましてやっていくというものでございまして、これにつきましては、新規雇用については2人ですけれども、委託業者が雇用してこの事業を行うということで、ホームページの作成のほかパンフレットの作成とか、あるいは那須塩原ブランドにふさわしいものの発掘といたしますか、そういったものもこの業者のほうでやっていただくという形になっております。

次に、409事業ですが、林道維持管理事業でございまして、これにつきましては、林道わきの草払いとか側溝の清掃を行うということでございまして、これの林道の延長につきましては19.4km、側溝清掃につきましては延長で16.3kmということで、雇用人員につきましては5人ほど雇用していただきまして、こういった作業をやっていただくということでございます。

今回の補正の全体的な部分で申し上げますと、この事業につきましては当初より取り組んでいたというのは一般質問の中でお答えしたところでございますが、今回新たにこの補正でお願いする部分につきましては、11事業の中で51人の雇用ということで、事業費が4,118万9,000円と、こういった事業を計画したということで、これは新たな事業として計画したものでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 7ページの413事業の小中学校教育情報化推進指導員、547万9,000円に対します質疑でございまして、これにつきましては、各小中学校にパソコン、情報機器を配備しておりますが、それらの教職員等に対します指導とか、いろいろトラブル等が起きますので、それに対する巡回指導といったものも行っております。これは補正予算で4人の方を緊急雇用で雇用しておりますが、あと4人ふやしまして活用の促進を

図っていききたいというものでございます。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、議案第55号 一般会計補正予算に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号～議案第63の質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、議案第56号から議案第63号までの特別会計補正予算8議案を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 議案資料の6ページのところで、ここの説明文章のところで、国民健康保険税を軽減するためのシステム改修費としての計上がされていますけれども、この軽減するという対象者は非自発的失業者であります。その非自発的失業者と認める条件というのはどういう条件なのでしょう。そして、それをだれが非自発的失

業者と認めるのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 基本的に、本人の申請に基づいて事務方のほうで確認していくという作業になります。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） あくまでも自己申請で出すということで、そのときに事務のほうで判断をするというふうにおっしゃいましたけれども、そのときに自己申請で、私は非自発的失業者、要するに私は退職しますと言ったのではなくて、何らかの形で会社からリストラされたんだという人と言うんだと思うんですけども、そのときに実際にリストラを会社から言われなくても、自発的にやめるように仕向けられているという実態が社会の中ではありますので、そのときにこの自己申請で、自分は実体的にはやめさせられたというふうに自分をもって、これは非自発的だというふうに思えば申請すればいいということで、自己申請でよろしいというふうな解釈でいいですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 基本的にはそういう形なんです。これは客観的に審査せざるを得ないと。というのは、私は会社をやめたから、これに該当するんだという方が多数出てくると、またいろいろ自発な部分での退職も入ってきますと、課税上困難を伴いますので、非自発的であるかどうかというのを厳正に審査していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 一番先の質疑に戻ってしまうんですけども、だから私、非自発的と認

める条件は何ですかと聞いて、だれが判断するんですかというふうに、今言葉では客観的に審査すると。じゃ、だれが何に基づいて客観的なのかという部分を、私は一番先にそれを聞いたんですね。

だけれども自己申請だというから、会社と私の関係で絶対に嫌がらせがあって、やめざるを得ないように追い込まれたという部分をどういうふうに判断するのか。それは明解にリストラされたという人もいますけれども、グレーゾーンという人もいますので、そのグレーゾーンの人をどうするかといったときに、ある意味、今すごく過度の労働をさせられていて、心労的に負担になって何らかの精神的な疾患を持って、なかなか会社に行けないというような、そういうときに、ある意味半分嫌がらせに近いような状態でやめざるを得ないという、そういう人も出てくると思うので、そういうところを十分にヒアリングして、これは自身の意思ではないんだなという部分のところを酌み取れるという、それがその場にいた受け付けた担当者によって違うなんていうのは客観的な審査とは言えませんので、その辺を心配して聞いているんです。そこだけ聞かせてください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 当然ながら、雇用に関してはハローワーク等々の他機関との連絡、調整等も必要になってくる。そういう意味で第三機関との連携も深めて認定していくような形になります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） 議案第62号 温泉会計の特別補正予算でありますけれども、20ページです。6款諸収入では県施工の中塩原バイパス工事に伴う施設移転補償費として1,785万円が諸収入とし

て入っておりますけれども、これは県の事業でありますので、当然諸収入はいいんですが、項目のほうでは雑入という書き方でよろしいのでしょうか。それが1点。

もう1点としては、源泉のほうの移転補償は済んでいるというふうに思うんですが、これは第一配湯場へ配湯する棟の建設、歳出で出ていますけれども、建物の宮島の源泉集湯施設で補修ということで、これは第一配湯場へ行くための建物の部分の1,785万なんですか。

この2点についてお聞きします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 上中塩原温泉の管理費の関係の質問でございますが、県からの補助金については歳入で見たということと、もう1点は、既にあった施設がございます。これについては個人のもので、市が借りているという形のものでございました。今回のこの補正をお願いしている部分については、その部分がバイパスの道路になる、中に入ってしまうということで、建物の移転に伴うポンプ室とか受水槽、機械設備、送湯管一式の工事を別の場所で作るというものでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 13番、齋藤寿一君。

13番（齋藤寿一君） それでは、わかりました。ポンプ室等を含めた建物であると。これの面積あるいは平米等、構造等を質疑したいというふうに思いますので、お聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 内容等のお尋ねでございますが、ポンプ室につきましては1棟で、全体の面積が12.6㎡、受水槽は1基でございます。

1 m³の槽ということで1基を設置するという
ことで、そのほか機械設備については一式、送湯管
については40mの工事を行うものでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、
議案第56号から議案第63号までの特別会計補正予
算8議案に対する質疑を終了することで異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第66号の質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第4、議案第66
号（その他の議案）を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、議案第66
号 公の施設の指定管理者の指定についてお尋ね
いたします。

議案の資料は17ページから24ページになります。
ここに那須塩原市市営駐車場の指定管理者から体
育施設の指定管理者の指定について、このたび選
定をした結果が書いてありますけれども、この選
定の方法は24ページに基準が書いてあって、1番、
審査基準、2番、採点基準、最後に可否の基準と
いうことで書いてあります。書いてあることはそ
れぞれきちんと書いてあるのでわかるのですけれ
ども、一番最後の可否基準のところ、点数が25
点を超えている場合は高いところを中心にして審
議によって選定する。あるいは、1カ所でも2点

以下という採点の基準がある場合は不合格とする
けれども、最終的な可否は総合的に判断し決定す
るというふうになっております。

この結果、7つの指定については7つの管理者
が決まったものだというふうに理解をするんです
が、一つ一つにつきまして、どのような点を審議
をしてこのように決まったのかということについ
ての説明を求めます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 今回の指定管理者の選
定で、21施設について7つの指定管理者を選定し
たということで、その各指定管理の選定理由、こ
ういうようなことだと思いますけれども、まず1
つ目として、那須塩原市営駐車場。議案資料の一
番下の5に選定理由が記載してありますけれども、
こういった理由でございます。

那須塩原市の市営駐車場については管理経費の
縮減が図られている。あるいは、棒読みになっ
てしまいますけれども緊急時の対応や清潔な施設の
保持等の計画がなされている。そして、3点目に、
現に指定管理者として管理を行っていることから
安定した施設の維持管理と運営の向上が期待でき
る。

以下の西那須野駅東口自転車駐車場、次のペー
ジのシニアセンター、それから八郎ヶ原牧場、そ
して天皇の間記念公園、そして八汐第一公園、最
後に体育施設というようなことで記載のとおりで
ございますので、よろしくお願ひします。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 選定理由はきちんと読
みましたので、言葉としてはわかります。それ
では、もう少し個々のものについて伺いたいと思
います。

例えば、19ページのシニアセンターの指定管理

者の指定。これについて、指定をしたところとも一つ、Aというところがございまして、これは合計で33点と30点ということは、どちらも選ばれてもいいという基準には達していると思います。経営の安定性などはAというほうが6という非常に高いものを持っていたりするんですが、この辺はどのようなことでこの3点という差を考えたのかということ。

それからもう一つ、21ページの天皇の間記念公園の指定管理者の指定につきましては、これだけが唯一、多分今までのところとは違うところを指定してあると思います。決まったところと決まらなかった4社あるうちのAというところと比べますと、合計で2点しか変わらない。Aというところが、今までやっていたところかどうかわかりませんが、適切な管理ができるということではAのほうが上で4となっています。これをどのように判断して決めたのか。

それから、22ページの都市公園につきましても、それぞれ33点と28点と31点ということで、とても点数としてはそれぞれ近いところがある。で、現在も管理者としてやっているところがとっている。これを決めた理由。

そして最後、23ページの体育施設、これは黒磯運動場以下6施設の指定管理者につきましては応募が1つしかなかった。一番最後の経営の安定性とか経営性は2とついていて30点ということになっているんですけども、この辺、総合的に最終的に判断したと。その総合的に判断した理由をわかるように説明してください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） まず、第1点目のシニアセンターの関係ですけれども、これについては経営の安定性というようなことで3点と6点とい

うような点数をつけたわけですけれども、これについては自己資本比率の割合、これをもとに総合的に判断をしまして指定をしております。

それから、天皇の間記念公園、八汐第一公園についても、いろいろありましたけれども、これらについても総合的に判断をしまして選定をしております。

それと、最後の体育施設の関係ですけれども、これについては事務の流れというか、それを申し上げますと、まず施設担当部が指定管理者を募集しまして、応募者に対して審査基準の考え方と、審査基準表により応募者ごとに申請書類に基づきましてヒアリングを行い、審査基準に基づき採点をしまして、これをもとに選定委員会が審査を行うというような事務の流れになっております。

今回、選定の一つであります体育施設につきましてでございますけれども、担当部が教育部で応募者が那須ヘルスセンターの1社でございました。事務の流れによりまして教育部が審査を実施したわけですけれども、経営の健全性と安定性について2点となるような審査内容が選定委員会に報告されたわけございまして、教育部は、これについて審査基準の経営状況以外の項目は平均4.3という高得点で、全体でも3.75点であり、十分評価できる。2つ目として、応募者が1社であり、不合格とした場合は市の直営になる可能性がある。3つ目として、市の直営とした場合には、業務委託を活用しても市職員の配置が必要である。最後に、那須ヘルスセンターについては、過去堅実な経営を続けまして、19年度と21年度のマイナスは同社の主力営業施設であるスポーツクラブのアクア移転に伴う駐車場土地購入と施設整備によるもので、今後、経営を圧迫し続けるといった要因ではない。

こういったことから、教育部は以上のような審

査内容を選定委員会に報告をしてきました。これを受けまして、選定委員会では経営の健全性と安全性が2点であったことを中心に審査を行いました。まず、経営の健全性と安全性が2点になった原因については、教育部が審査したのと同じく、西那須野地区の中心市街地活性化を目的とする西大和地区市街地再開発事業への参加に伴う資金調達が平成21年度のマイナスの原因と、こういうふうになっていることを確認をしました。また、過去の経営の健全性と安定性は、損益計算書、貸借対照表の過去の財務諸表を見まして、良好であったというようなことも確認をしました。そして、運営施設の利用者が計画を上回っている状況から、今後もその経営の健全性と安定性、こういったものが見込まれるというふうに判断をいたしました。

選定委員会では、このような状況を総合的に判断しまして、那須ヘルスセンターを指定管理者候補者として選定をいたしました。あわせて、合否基準に、ただし、最終的な合否は総合的に判断し決定するとの基準を追加したものでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 説明はそういうことなんだろうなというふうに思うんですが、指定管理者の指定については、5年前に行って今回2回目を行って、この先また5年間、ここの指定管理者に指定をしていくということを決定しているんだと思うんですが、今のご説明だと、数字上では少し評価は低いけれども、問題はないんだよというお墨付きを与えたということを確認できたので、ここに決めたんだという説明だと思うんですね。

全体として、7つの指定管理者のうち、6つの指定管理者が今までと同じところで、1つ変わったところも1つほかのところをやっているところ

をとっているというような結果になっている。

説明は、委員会が総合的に判断をしたということではあるんですけども、指定管理者の指定というのを5年ということやっていくのに関して、もう少し、今後この応募団体に関して、つまり今やっているところはやっぱり有利になりますね。例えば、利用者の平等のありようの確保というのは、今やっているものを3とすると、現行の管理状況を標準として3とつけたら、初めて入ってくるころはわからないですよ、どういうふうになるか。

だから、ここはみんな3としかついているのかもしれないんですが、その辺の基準なりの方法については、今後もう少し検討していただいてやっていただきたいなというふうに思うんですけども、今までやってきた5年間の指定管理者の施設に関して問題はなかったんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 山本議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

当初の指定管理制度の導入、ほぼ5年が経過をするという形になります。これはあくまでも公募の施設ということでございますけれども、この中で、特に大きな問題はなかったというふうに判断をしております。我々が意図しました管理、その辺についてはほぼ適正な管理がなされてきたというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 山本議員と同じような質問になってしまうわけですが、やはり経営の健全性と安定性の2というところがどうしてもひっかかったものですから、ちょっとお尋ねしようかなというふうに思ったわけです。

その事情等については今のご説明で十分わかったわけでございますけれども、将来は健全性と安定性が見込まれるんだというようなお話でございましたけれども、現在の点数から見ますとどうなのかなというようなことでございます。

やはり、将来のことはちょっとわからない点もあるとは思いますが、いずれにいたしましても市のほうで判断したというようなことなので、これはこれでというふうに思うわけでございますけれども、やはり私どもがこういうものを見たときには、この最後の健全性と安定性というのは非常に重要視すると思うんですよ。

ですから、今後、この辺のところの見方といたしますか、判定の仕方といたしますか、そのようなことを今後どのように考えてなさっていくかということ、その1点だけお尋ねをしておきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 当初、指定管理者を選定をしますときに設けました審査基準、今回一部見直しを行わせていただいた経過がございます。今後とも、この指定管理者制度が存続をするという前提に立ちまして、十分この内容については我々行政としても精査をしていきたい。必要があれば、この基準は見直しをするといったものもやぶさかではないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） じゃ、指定管理者のこの件に対して、続けて質疑をしたいと思えます。

今、審査基準で2と出て不合格となったところのお話が出ておりますけれども、先ほどの答弁の中で判定基準を追加したというふうに部長の答弁の中で、ありましたし、今副市長のところでは、

審査基準を今後も見直したいという、こんなに簡単に何かあったときに基準が変わる基準って、そんなにご都合主義なんじゃないかな。

この判定基準を追加したのはいつの時点で追加したことになるのか、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 副市長。

副市長（君島 寛君） 今の早乙女議員からの質疑の中で、簡単に基準を見直すということではございません。必要があればというふうなものを私は申し上げたと思いますので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

この審査基準を見直した時点はいつだったのかというご質疑がございました。これにつきましては、この体育施設の審査が一番最後の項目になりました。この中で、先ほど企画部長が申し上げました諸々の内容がございました。まずこの体育施設の審査に入ります前に、選定委員会の中に、私がトップをやっておりましたのでお諮りをして、審査基準で経営等々の得点が2と、こういったものが提案されたけれどもどうしようかというふうなものを提案申し上げて、12名の委員の皆さんから意見を聴取し、最終的にはこの見直しと、ただし書きが追加されたということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ということは、この基準が追加されたのは選定する前に、さも選定する前ならいいなと錯覚しそうですけれども、公募する前ではないんですね。要するに、こういうところしか1社しかなかった、それで2がついたところが出てきた、ここが受けてくれなければ困る、何とかしなければならぬということで、まず選定委員会にかけの前に基準を変えてしまう。これはフェアですかね。

私は、公募する前に選定基準というのは明解に

示して、先ほどの審査基準を必要があれば見直すという部分のところは、見直しをしてはいけないとは言いませんけれども、でも、見直す時期がこういうふうにある意味後出しじゃんけんみたいに、公募の前だったらいいんですよ、見直したというのが。でも、追加したのが公募して実際に上がってきて、評価の点数が出て、さあそれを審査する前にやったということは、こちら辺のところ、最初からうちの会社は無理だなと思って応募してこなかった。

私、ここに関してはとてもハードルが高くてという業者からの声があるのを聞いております。だから、ハードルが高くてと思っていたんだけど、ハードルを下げた。下げてあったなら自分も応募しておけばよかったなというふうに思ったところはないでしょうか、この1社しかないところで。これで実際に応募する前にあきらめていた事業者が、そちらに問い合わせがなくても今ホームページがあれば見えますから、応募方法とかね、そういうことでなかったところがあるんじゃないかというおそれがあるのが一つ。

もう一つ、どれもそうなんですけれども、一つは、シニアセンターとか八郎ヶ原の放牧場とかというのは、それだけで指定管理者を指定しているんですね。でも、このシルバー人材センターが審査が通って合格したようなものとか那須ヘルスセンターがあればあれしたものと、こんなにたくさんの施設を一括して受け入れられる指定管理者なんです。

これを分割したならやれるところも出てくるかもしれないし、小さな仕事だけでも、きちんとやるというところをこういうふうにくくったら、最初から小さなところは参入できないという形、この辺のくくり方はどなたが最終的に判断したんですか。特に、この最後の体育施設のところの一括なんて、ある意味、分割して指定しておけば競

わせる。指定管理者なんて競わせてよくしていくというのも一つじゃないですかね。それをくくっていたらそこだけで、競争の原理が働きませんね。

それに、中にはそれぞれのところ、運動場がありプールがあり、サッカー場がありといていたら、施設の管理もさせるわけですよ。そうすると、管理のノウハウと、施設及び設備の維持管理に関する業務というのも項目としてあるとしたときに、これはすごくいろんな管理をしなきゃならない、専門的な、それこそ青木のサッカー場なんて、今度芝の管理までするんじゃないですか。そうしたら、すごく専門的な人まで入れなきゃならない。そんなことまでやれる事業者はそんなにいないので限定されてしまったという、そういうおそれはなかったんですか。どうしてこれ1本にしたんでしょうね。

全部選定委員会の前に出してきた、教育のほうにある意味言いなりなのかもしれないですけども、その辺はどのように判断したか、どこが判断したのか聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 何点かご質疑がございました。

まず、大きな規模の企業、あるいは中小の規模の企業、そこにはやはり相当な不公平感があるのではないかというお話がございました。こういった指定管理の提案の仕方をいたしますと、小さい規模の業者さんはなかなかここに参入ができないというふうな心配は、議員がご指摘のとおりでございます。

今回、私どもとしては、この体育施設を一括して指定管理の制度に任せるというふうな判断をさせていただきます。これに関しては、やはり一

体的あるいは総体的な管理、市民の方々の利用状況に十分に耐え得る管理を私どものほうとしてはしなければいけないという状況でございますので、これは施設を担当しております教育委員会のほうからも、こういった形の方法で指定管理の制度として提案をしたいというふうなものを受けまして、選定委員会の中でこれを採用したという状況でございます。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 1本にしてというようにすることで、青木サッカー場をなぜここに含めたのかというようなことでございますけれども、これについては一括して指定管理で委託することによりまして、例えば人員、それから機械機具等の効率的な利用ができてまして経費の削減、こういったものも図られるというようなことが理由でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今、一本にして全部同じところに発注したのは、どうも教育委員会が、1つの業者だったら全部そこに連絡すれば手間がかからないなというように私にはとれてしまったんですけれども、そういうもので一本化して管理運営をさせていいのか。やっぱり、その事業者、事業者に得手不得手というのがあるにもかかわらず単純に だって違いますよね、プールの管理と運動場の管理とサッカー場の管理とかといったら、得手不得手になるようなものは微妙にあるような、スポーツ施設だからいいということではなくて、ありそうな気がするんですけれども、ただそこを人員配置とかそういうことで経費の削減、要するに事務体制を一本化できるからということで経費の削減ができるということでしょうけれども、サービスの質として競い合わせるとか、そう

というようなことで起きてくるメリットを、これで全部失わせるというようなやり方のように私には思えるんですけども。

単純にこのときには、要するに入札でやるのではなくて総合評価、いろんなことで指定管理者を選んで、幾らで受託してくれますかということで決めているわけではないわけですよ。安いところに落とすということではないから、こういう総合的に判断基準を見て総合的に判断して指定管理者を決めていくわけですので、だったら、もう少しその特色とかを生かすような指定管理者の委託の方法はできないかというのは、私は疑問に持つんですけども、その辺のところ何にも議論には上がらなかったのかどうか。

あと、この審査会のメンバーとしても、公募前にこういう基準が示されたんじゃないかと、それはフェアではないよという意見は、10何人いた審査会の中からは出なかったんですか、お一人も。

議長（君島一郎君） 副市長。

副市長（君島 寛君） まず1点でございますけれども、一括して指定管理者制度としてお願いするか、各施設ごとに分割するか。今回私どもの考え方としては一括でこれを指定管理者にお願いするというふうな形になりました。

もう1点、選定委員会の中で、この審査基準に関して意見が出たか否かというふうな問題でございますけれども、これは、12名の委員からはそういった意見もございました。最終的に、先ほど申し上げましたような提案をして、最終的には意見を取りまとめさせていただいて、この結果になったということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、

議案第66号（その他の議案）に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

認定第1号の質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第5、認定第1号 一般会計決算を議題といたします。

質疑の通告者に対し、順次発言を許します。

まず、24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、通告に従いまして質疑をいたします。

最初に、議案の資料38ページ、性質別分類の状況について。

1、物件費の中の 委託料が増加しているのですが、その理由。この中で随意契約による委託の内容と金額についてお聞かせください。

2番目です。同じ議案資料の38ページ、性質別分類の状況から、3の補助費等は20年度に比べて、20年度は19年度に比べてかなりふえているという状況もあるんですが、24.3%減っているのですが、その理由についてお聞かせください。

次に、市政報告書になります。58ページから61ページにかけて情報管理費がございまして。その中にはいろいろあるんですが、OA化推進費とか基幹系及び情報系のシステム管理費、財務会計システム管理費などあるんですが、それについては大変大きな額になっています。その内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、企画部のここの情報の管理に関する担当の職員は、どのような部分でこの仕事にかかわっ

ているのかについてお知らせいただきたいと思っております。

同じく、市政報告書の55ページ、契約管理費について。契約件数の中には変更の契約というのが行われているんですが、これは何なのか。特に建設工事で変更が大変多いんですが、これはなぜなのかについてお伺いいたします。

次に、審査意見書の8ページから9ページ、それから決算書の3ページになります。市税収入の不納欠損処分状況について、市税納付の欠損額について、20年度よりも件数・額とも減少しております。この件については、この間の質問の中で少し内容について出てきたと思いますので、ある程度わかったんですけども、これは内容の変化についてはどんなことか。

それから、この対策として多分差し押さえをしているんだと思いますが、その辺の状況と、それに関して市民が理解をどのようにしているか。いろいろトラブルが起きているようなことも聞きますので、それについてお伺いいたします。

また戻りまして、市政報告書の144ページ、緊急雇用創出事業について。これは今回の補正の中でも少し出てきておりますが、21年度についての当初の目的というものが達せられているのか。失業している方への救済に本当に役立っているようなものであったのかについて、その検証をしていただきたいと思っております。

同じく、市政報告書の147ページ、ふるさと雇用再生特別事業。これも同じ、国の雇用創出の基金による事業ではありますが、同じように当初の目的は達せられているのかどうか、当市の職のない求職者に対して、これは継続的に働く場をつくり出すというような目的があると思うんですが、その辺をつくり出してきたのかどうかについて伺いたいと思っております。

以上であります。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 企画のほうでは、市政報告書58ページから61ページの情報管理というようなことで、O A化推進費、機器関係システム管理費、情報系システム管理費及び財務会計システム管理費などの内容、それと職員のかかわりについてというようなことのご質問でございますので、お答えをします。

まず、O A化推進費の平成21年度の主な内容でございますけれども、2点ほどございます。1点目が、鍋掛南公民館での諸証明発行機器の設置でございます。2点目として、本庁、西那須野支所に設置されている自動交付機の稼働時間延長に伴う工事、それと警備の委託料でございます。支出額については記載のとおりでございます。

それから、基幹系システム管理費の主な内容でございますけれども、これについては税務・介護保険・住基・戸籍及び選挙システムに要する費用が主なものとなっております。

次に、情報系システム管理費の主な内容ですけれども、これについてはインターネット議会中継、メール、ホームページ、ファイルサーバーなどのシステムに要する費用でございます。

続きまして、財務会計システム管理費の主な内容でございますけれども、これについては予算の編成や管理、歳入歳出管理、備品管理、財産管理及び実施計画などのシステムに要する費用でございます。

次に、総合行政ネットワークシステム管理費の主な内容でございますけれども、市の情報ネットワークと他の地方自治体との情報ネットワークを相互に接続するためのシステム費用でございます。

最後ですけれども、地域情報化推進費の平成21

年度の主な内容でございますけれども、これについては有線共聴施設の地デジ対応改修費の補助金の交付、それから公共施設地デジ対策の工事等でございます。

これら業務への企画情報課職員のかかわりでございますけれども、まず委託業務の適正な履行を確保するための監督業務、2つ目として、各種情報機器や各種システムなどの障害の対応と、各種情報機器や各種システムなどの新規導入のための基準や仕様を作成する業務、それと、市民の個人情報や市の情報などを外部へ漏えいさせないための情報セキュリティポリシーの運用のための業務、そして最後にパソコンなどの操作支援でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 総務部関連の質疑にお答えしたいと思います。

まず、議案資料の38ページ、性質別分類の状況でございますが、物件費の増加と、その下に質疑いただきました補助費の増というのは関連しておりますので、あわせてお答えいたしますが、どちらも那須塩原市のクリーンセンターの関係でございます。委託料がふえたのは、21年度に稼働開始したということで、金額的には6億4,711万7,882円増加しております。反対に、補助金のほうは負担金として40億3,633万9,533円減をしているというようなところから、質疑いただいたようにふえている、それから減っているという理由でございます。

その中で委託料の随意契約の内容と金額ということでございますが、委託料の件数は大変膨大でございます。これを把握して、その上で随意契約の件数をということは少し難しいことですので把握しておりません。ご容赦いただきたいと思います。

ます。

それから、市政報告書55ページの契約管理費の管理費の中の変更契約の関係でございますが、変更契約というのは、契約の目的を変更しない範囲の中で設計書、それから変更の時期が生じた場合に、当町発注の条件を変えざるを得なくなったというようなときに行う契約でございます。

建設工事に変更が多い理由ということで挙げさせていただきますと、発注後に発生します自然現象、具体的に言いますと、積雪等があるということがありますので、そういった周辺環境の変化、それからほかの事業との関係で施工条件が変わったというようなことから変更する場合がございます。

それから、地下埋設物が当初発見できなく、工事施工中に発見された場合に、発注条件が変わるといったようなことから、変更契約をせざるを得ないというようなことございまして、いずれもやむを得ない不測の事態が生じたということで、建設工事については変更契約の件数が多くなっているものというふうに考えております。

それから、決算審査意見書の8ページからの市税収入の不納欠損の処分状況の中で、20年度より額の減少と内容がどうなのかということと、21年度の差し押さえの状況ということについてお答えいたします。

不納欠損処分についてですけれども、20年度と比べますと時効による不納欠損、これがふえておりますけれども、差し押さえる財産がない、生活困窮等の即時欠損、これが減になっているというのが内容でございます。不納欠損処分全体では47件、金額が3,919万123円の減ということでございます。

21年度の差し押さえの状況ですけれども、預貯金、債権等で全部で1,218件、金額が9,253万

8,127円ということでございます。

市民への理解ということでございますけれども、納税相談を実施しているというようなこと、それから財産等の調査をさせていただいて、あくまでも国税徴収法、それから地方税法に定めている要件に従って差し押さえ等を行っているということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 産業観光部関係については、2件ほどいただいております。

市政報告書の144ページ、緊急雇用創出事業についてでございますが、この事業につきましては平成21年度で26事業に取り組み、延べ126人の雇用を行いました。この事業は、雇用情勢が厳しい中、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用の就業機会を提供するという目的でございまして、いわばつなぎの仕事という部分がございます。こういった中で126人の雇用ができたということは、就業の機会の提供にはつながったものというふうに考えております。

次に、市政報告書147ページのふるさと雇用再生特別事業でございますが、この事業につきましては、今後の地域の発展に役立ち、その後の事業継続が見込まれる事業を実施することで、安定的な雇用を創出することを目的としております。平成21年度におきましては、3事業に取り組み、延べ9人の雇用を実施してきたところでございます。

なお、この事業につきましては23年度までの事業となっております。22年度においても継続して実施しているという状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時、会議を再

開いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、3点に関してだけでもう一度伺います。

1つは、企画部の情報管理費のところでございます。先ほど説明をさせていただいたんですけれども、例えば、これだけいろいろなシステムの管理費を、富士通かどこかでしたね、ちょっと忘れていたが、そこに頼んでいるんなことをやっているということなんです、全国のいろいろな自治体とか企業で同じようなシステムを使って仕事をしているところはたくさんあると思うんですね。こういうものの情報管理に関するお金というのは何百万とかそういうものではなくて、非常に高いお金で頼んでいるんですが、建設などと違って見えにくいものだと思うんですね。この柱が1本幾らで掛けてどうこうと出てくるものではないと思います。

そういうものにこれだけのお金をたくさん使って仕事をしているということなんです、契約をするに当たりまして、同じようなシステムを使っている自治体、あるいは企業とかに、どのくらいでそういうものを使っているかということをお調べになったり、あるいはそういうことを研究とかしてこういうものを頼んでいるか、その辺のところをお聞かせいただきたい。

もう一つは、やはり情報管理、ここの決算書に書いてある字を見るだけでも頭が痛くなるような、

これは何だと、読むにもちょっと読みにくいような言葉が並んでおりましてなかなか難しいものだし、情報管理に関しては日々非常に技術が進んでいるものなんです。市の職員はほとんどの方がこういうものに特化して、そのための勉強なりしてきた方が700何人いらっしゃるわけではないので、先ほど5つの項目に関していろいろやっているということなんです、やはりそのことに関して知識、情報などを得ていかなければいけない、そういうことに関して何か対策をしているのか、あるいは研修をしているのかということに関してお聞きいたします。

次に、契約管理費のことなんですけれども、契約管理の変更の多い理由というのは、自然環境とか地下から何かが出てくるというようなことで、予想できないものが多いということなんです、すべてがそういうものではないと思うので、ほかに原因があるかと思うんですね。

それで、まずこの契約を変更したという中に、つまりふえたものと減ったものがあると思うんですね、当然。その辺のところ、ふえたものはどのくらいなのか、あるいは減ったものはどのくらいあるのかお尋ねします。

それから、最初の当初の契約金額を決めるに関しては、もしかすると市の職員がそれを設計して決めているのか、あるいは、専門的なものであればどこかのコンサルに頼んでいるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

また、変更するといっても、例えば200万で頼んだものが300万、400万に変更になるということはないと思うので、その辺の何か決まりがあるのであれば、そのことをお尋ねしたいと思います。

それから最後に、下の2つ、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別事業のことなんです、これは去年の9月にも同じようなことが質問に出

ていたと思うんですが、この基金による事業は、確かに国の厚生労働省のほうの事業の説明では、緊急雇用はつなぎだというふうには書いてありません。ですけれども、最終的には職のない人たち、非正規の人たち、中高年の失業者に対して職を何とかしようということなので、国がつなぎだと言ったとしても、市のほうはきちっとやはりそれが正規の就業につながるような事業をしていくべきではないかというふうに考えますので、その辺をどういうふうに考えているのかということをお尋ねします。

それからもう一つ、先ほど26事業で126人、ふるさとのほうは3事業で9人、雇用したということなんですが、この雇用した人たちがどんな人たち、つまり年齢的にどのような人。今は若い人たちでも失業している人が多いですし、何歳ぐらいの人を雇ったのか、あるいは、例えば60を過ぎて65までの年金をもらうまでの間のために仕事をするなんていう人も多いんですが、そういう人を雇うのでは余り目的に沿ってないと思いますので、どんな人を雇ったのかについて、わかる範囲でいいので教えていただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 電算の情報のほうの委託契約を結ぶに当たって、他市町村とかほかの企業とか、そういうところと比較調査しているのかというようなご質問だったと思いますけれども、当然、私のほうでは他市町村の情報、そういったものは確認しながら調査を進めております。

それともう一つ、職員の情報機器の対応というか、そういったことに関しては、職員の資質の向上を図るために、当然専門的な知識が必要になると思います。職員全員が情報の知識というか、そういったものを持っているわけではありませんの

で、私のほうとしては、その情報に関する知識習得というようなことで、特別に情報に関する研修会、今年度に限って言えば企画の情報の職員、6人いるんですけれども、4人について東京のほうへ2泊3日の研修をさせております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 契約変更について2点ほど質疑がありましたので、お答えしたいと思います。

今回、21年度として200件の契約変更が出ておりまして、その中で増減はふえたのが幾つで、減が幾つなのかというご質疑でございますが、増減については把握しておりません。理由としては、先ほど言いましたように工事変更の理由、自然環境、それから発注条件の相違等々がございます。

先ほど答弁した中で抜けていることといえば、例えば、隣接地主のほうから工事で余った残土をうちのほうへ入れてくれとかいうようなときには、残土処理分はマイナスになりますし、工事をしていって汚水ますを新たにここに設置してくれとかいうような場合にはふえることがございますが、200件すべての契約変更の増減内容については把握しておりません。

それから、変更手続きができるということの手続の関係でございますけれども、那須塩原市の建設工事設計変更事務処理要領ということで定めておりまして、まずは、当初請負代金の30%以内であることということでございます。そのほかの理由としては、現在施工中の工事と分離して発注することが困難な業務ということでありますので、当然、変更があっても分離して発注できるものについては、変更して分離発注するというのが原則でございます。

それから、工事については当然担当課に施工権

がありますので、変更設計についても担当課長の裁量の中でやっているわけですが、その中で特に軽易な変更というようなことで、10%以内、100万円以内の契約変更については担当課長の決裁といたしますが、担当課長の判断で契約変更ができることになっています。それ以上の300万以下については担当部長、それから300万を超えて3,000万以下については副市長、それ以上については市長の決裁を受けてやるということになるものでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別事業を通じて正規な仕事に結びついたかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、16課で取り組んできたという経過がございます。趣旨については当然理解をした中で、各課がそれなりの対応をして雇用したと。雇用に当たっては、ハローワークを通じて雇用したという状況でございます。

そういった中で、具体的に各課に、その雇用した方がその後の仕事にどのように結びついたかというようなことの調査は恐らくしていないと思いますし、私どものほうでもそれは確認しておりません。

次に、どんな人を雇ったのかということでございますが、先ほど言いましたように、ハローワークを通じて雇用するわけですが、21年度で雇用した内容を見ますと、作業委託的な部分でシルバー人材センターを活用するという部分と、専門的な知識を持った方を雇用する、あるいは市役所の仕事の事務補助的な仕事をさせていただくという、3つぐらいのパターンに分かれるのかと思います。

こういった中で取り組んだ26事業の中で、7事業についてはシルバー人材センターへの委託で行ったという経過がございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、最後になりますが、情報管理費のことなんですが、先ほどほかのところとちゃんと比較したというふうにおっしゃったんですが、この契約費というのがここに出てくるものを見れば、これは幾らだ、これは幾らだとわかるんですが、これが本当に適正かというのはなかなかわかりにくいんですが、例えば、具体的にどこか同じような規模の市で同じ会社のシステムを使って契約をしているようなところと本当に比べて、これは高過ぎない、あるいは安過ぎない。つまり、安過ぎても困るわけですね、中身に問題があったら困るわけですが、そういうことの実例があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

管理をするに当たって、そちらの6人の職員で、先ほどいろいろ機器管理の基準を作成したり、障害に対して対応したり、市民の情報の漏えい、セキュリティの業務、あるいはパソコンそのものの操作の支援をしているということで、そういうことなんだと思いますが、全国調べてみると、本当に単純なことでホームページがパンクしてしまったとか、システムそのものがおかしくなったというようなことが出てきておりますので、ぜひこういうことに関しては、どれほどやればいいのかということはわからないんですが、皆さんにわかっていただいて、ぜひ職員皆さんに基本的なところをわかっていただいて、きちんと、これだけお金を使っているものを使いこなせるような、そういうシステムをつくっていただきたいというふうに思います。

先ほどの、最初に聞いたことだけお答えいただきたいと思います。

それから、契約管理費についてはわかりました。一つだけ確認します。最初にこのいろいろなものを契約する、設計をするのは職員がやっているということでもよろしいんでしょうかね。そのことについてだけひとつ伺います。

それから、ふえているのか減っているのかというのはわからないというふうにおっしゃったんですが、多分ふえているもののほうが、先ほどの理由からすれば多いだろうなというふうに思っています。10%とか30%とか当初の設計と変わるものが多いということはちょっと気がつかないでいたんですが、それがことしだけじゃなくて、私も調べてはないんですが、例えば毎年このようなことが起きるのが普通なのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、雇用に関してなんですが、今聞いていてちょっと思ったんですが、シルバー人材センターに6つの事業を委託しているというふうなお答えでした。先ほどの質疑の中でも、シルバー人材センターがたくさん仕事を指定管理者として受けているということが出ておりましたが、シルバー人材センターは多分優秀な方がたくさんそこに登録をしているんでしょうけれども、あくまでもこれは多分60歳を超えた方が登録してお仕事を委託してやっているんだと思うんですね。

この緊急雇用の仕事とふるさと再生の特別事業の目的というのは、シルバーの方々に頼むのがいけないということはないと思うんですが、実際は仕事がない人、あるいは急に企業の業績が悪くなって例えば40歳、50歳で突然職を失った人、そういう方、あるいは非正規でしか働けない若い人も含めて、そういう人に仕事を回すというのが目的だと思いますので、その辺、シルバーの方に事業

を委託しなければならないものばかりなのかなというふうに思うんですが、もう一度お答えいただきたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 他市町村との比較というようなことですが、情報機器、いろいろなシステムについて全く同じというようなことはないわけございまして、業務内容についてその中身を比較検討する。そして、システムの金額の面については一応、比較が同じではないんですが、そういう中で高いか安いかというようなことではなくて、目安ぐらいにしかならないというふうに思うんです、比較対象する対象がまるきり同じものではないので。

私のほうでは、一応業務の内容について比較をしまして、費用については、目安というようなことで導入に当たっては調査をしているということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 設計に関するお話でございますけれども、職員がやるのか設計を委託するのかということでございますが、割合については把握しておりませんが、職員がやるよりは業務委託という形の中でしているほうが多いというふうに感じております。

それから、設計変更がこんなに出ていいのかということでございますが、まず、設計変更の中で、先ほども話をしましたけれども、その中で特に緊急を要するような設計変更というものについては、担当課長が業者と話をする中で、地権者に影響があるとか、近隣市民の方に影響があるということもありますので、そういったものは除いて、そのほかについては当然契約上やっていることですか

ら、変更するに当たっては、内部的に本当に必要なかどうかというようなチェック体制は働かせてやっております。

今後についても、そういう意味では、安易に設計変更ができないように、例えば分離発注できるのかできないのかというようなことは十分チェックをしながらしていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 緊急雇用創出事業の中でシルバー人材センターの雇用が多かったというのは、先ほど答弁したとおりでございますが、実態としまして、26事業のうち7事業をシルバー人材センターにお願いしたというのは、各課で検討した中で緊急雇用事業を考え、事業を創出するという中で、やはり思いつくのが作業をお願いする部分が多かった。結果として、作業部分が多くなったことによるシルバー人材センターに頼らざるを得なくなったという部分もあるかと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 次に、10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 議案資料の31ページ、真ん中の17款寄附金です。寄附金もろもろについて産業廃棄物処理施設周辺整備事業助成寄附金9,702万計上されて、決算額としては昨年よりも630.6%の急増となっていることの原因を聞かせていただきたい。

それから、もう一つです。決算審査意見書、3ページの真ん中に収納未済額及び不納欠損額、これをこれ以上ふやさないために実効性のある滞納処理の対策が必要であると記述されています。この実効性のある滞納整理の対策、これを具体的にお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 審査意見書の中で、実効性のある滞納整理の対策ということについてですけれども、3点あるというふうに受けとめております。

まず1点目としては、徴収体制を強化しまして、現年度未納者への早期接触、対応を図って新規滞納を抑制することだというふうに思います。

2つ目としては、担税力のある滞納者へ厳正な差し押さえを実施することだと思えます。

3番目は、生活困窮者等に適正な執行停止、不納欠損の実施をする、この3点だというふうに思っています。

以上です。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私のほうからは、議案資料31ページの廃棄物処理施設等周辺整備事業助成寄附の件であります。

この急増の理由はということですが、平成21年度、那須塩原クリーンセンターができました。この建設に伴いまして周辺地域に対する周辺整備事業ということで、財団法人栃木県環境保全公社から寄附金という形で助成を受けたものであります。内容といたしましては、金額ですが、市有地地区の水道の配水管布設と木綿畑本田の集落センター建設、これの事業費合計が1億7,089万7,500円なんですけど、これの2分の1であります8,544万8,750円が、昨年に比べまして新たにふえたものであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 順番に聞いていきます。

先ほど総務部長のほうから話があった滞納対策ということで、お話は大体聞きました。例えば、もっと具体的に言うと、5年間たったら債権の回収は放棄してと、いつまでも持ってないで整理す

ると、具体的に言いますと。その前段階として5年間も放置することのないように、それまでにしっかりと回収の手だてをとれというようなことかと思いますが、それと、差し押さえをもっとふやして速やかにやるように。あとは県のほうではことしから債権の回収を、業務の一部を出来高払いで民間に委託するよという話が出てまいりました。そういう中で市のほうは、具体的な言い方をすると、このようなことを考えているのかどうか聞かせていただきたいと思います。

それから、寄附金のほうでは湯宮の話が出てまいりました。ここで配水管の「布設」という字が、水道を「敷」という字ではなくて「布」の布設というような表現になっています。「布」のほうの布設と「敷」のほうの敷設とどういう使い分けをしているのか、その辺もわかりましたら答弁してください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 前段で議員から再質がありました件については、そのとおりだというふうに思っております。あくまでも5年で失効させるということではなく、しっかりとした財政面の調査をするということでありまして、その結果として差し押さえをしなきゃならないということになります。

監査委員のほうからは、差し押さえというのは義務ではない、しなければならぬというふうになっているので、そういう意味でしっかりと調査をし、差し押さえをしてほしいという方針を示されております。

それから、民間へ業務委託をして収納率を上げるという点については、現在のところ考えておりません。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 水道管布設の「ふ」という字がどうなのかということですが、特段こういう場合に「布」で、こういう場合に「敷」というような字の使い分けはしてないと思います。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 話は大体わかりました。ここの差し押さえの件でしっかりやらなければならぬというような話が出ました。その差し押さえの件なんです、先ほどもお話がありましたとおり、事故なんかも起こっています。しっかり手だてをとって、そしてやり過ぎはやっぱりやめていただきたい。ここのところの境目、どのように線引きしているか、その辺をもうちょっと聞かせてください。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 滞納されている方については、従来から話しておりますように、まずは接触することだというふうに思っております、接触をして納税相談等を行っております。そういう中では、例えば一度に納付していただくことが困難であれば分納したり、そういった誓約をしていただいたりということで、納税相談をしています。

そういう中で、やはり私どもが一番考えているのは、担税力があるのに納税相談に応じない、また納付もしていただけないという方については、一発で差し押さえということではありませんが、それなりに通知をしたり、財産調査をさせていただいて差し押さえをするというようなことでありますので、何が何でも差し押さえをするということではなくて、払っている方と払っていない方が公平感がなくなってしまう、そういうことが一番大変ではないかというふうに考えておりますので、払っていただけない方については納税

相談等を実施して、差し押さえをしているというところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 次に、9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） それでは、市政報告書31ページ、物品売払収入（旧1号車（市長車））についての売却の手法はどのようにとられたのかお聞きいたします。

次に、決算書3ページ、不納欠損額になった理由をお聞かせください。

次に、5ページの不用額が出た理由についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） それでは、市政報告書31ページの物品売払収入の関係でございますけれども、売り払いの手法、これは一般競争入札でございます。周知につきましては、広報、市のホームページ等で周知をしております。入札参加をいただいた方は市内在住者2名でございました。

それから、決算書3ページの不納欠損額についてでございますけれども、不納欠損になった理由というようなことで、総務関係で申し上げますと2,410件、2億4,459万9,733円が不納欠損額でございます。このうち不納欠損となった理由としては、約60%が時効ということでございます。そのほか、会社倒産、差し押さえ財産なし、納税者死亡、相続放棄、生活困窮というような理由でございます。

それから、決算書5ページ、不用額が出た理由でございますが、いわゆる理由については使い切り予算ということではなくて、効率的な予算執行を行うということから、削減できた予算については不用額という形で残しております。特に、入札等で予定額を下回って事業が可能になったと

というような場合については、500万を一応めどにしまして、500万以上の場合は減額補正というようなことをとっておりますが、それ以下の場合には不用額という形で残しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 物品売り払いについての周知の方法については承知をいたしました。

不納欠損額についてなんです、その中でも軽自動車税についてお聞きしたいと思うんですが、21年度しかわからないものですから、21年度と20年度の差額なんです、50万ほど減っているということなんですけれども、不納欠損処分として即時と時効とがあると思うんですけれども、21年度の即時になった金額がわかればお聞かせ願いたいと思います。その中身について、当然増減があると思うんですが、そういう増減の理由について分析をしているのかどうか、さらには分析している中で、どう今年度に生かしているのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、不用額についてですけれども、職員の皆さんの努力の成果だと思いますけれども、その中で1点、生活保護についてお聞かせ願いたいと思います。その中で翌年度繰越金ゼロという中において、21年度の不用額が約4億からということで、この執行できなかった理由についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 不納欠損額の中の軽自動車税の即時と時効の関係でございますけれども、21年度につきましては軽自動車税316万5,092円の不納欠損をしております。その中で、即時欠損は78万5,292円でございます。時効が237万9,800円ということでございます。

20年度と21年度の比較をしてということですが

れども、軽自動車税の不納欠損の理由として一番多いのが納税者の死亡18件、22万5,200円、それから差し押さえ財産がないというのが14件でございまして、17万6,600円というようなことでございました。

いずれにしても、先ほど申し上げましたけれども、時効による欠損というものが出てまいります。そういう意味では、しっかりした財産調査をして時効による不納欠損のないように、少なくするように努めていきたいと考えているところであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 生活保護費の不用額についてお答えします。

20年度については、被保護者数がかなり減ってきたんですが、21年度になりまして、かなりの勢いでふえてございます。12月補正1億5,000万ほど、この扶助費をやったわけでございますが、結果的には後半に入って沈静化しまして、そういった意味で残金を生じたものでございまして、補助金については4,000万というような数字での不用額でございました。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 次に、27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 3点、質疑を行います。

市政報告書9ページ、農業施設使用料、グリーングリーン使用料のふえた理由。これは一般質問でも出ておりましたが、通告しておりますので、お聞かせ願いたいと思います。

同じく9ページ、観光施設使用料、減の主な理由をお聞かせください。

同じく137ページ、ごみ減量化対策費、市民一斉美化運動の実績について説明をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、市政報告書137ページの市民一斉美化運動の実績について、お答えいたします。

まず春に、5月25日でしたが、188の自治会と1万9,520人の参加をいただきまして、約34tを回収いたしました。秋は11月9日でしたが、166自治会で1万5,220人参加をいただきまして、約18tの回収をいたしました。

なお、収集に当たっての委託業者あるいはごみの透明袋の配布ということで、総額で206万6,400円の支出をしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） それでは、産業観光部関連では2件ほどでございます。

まず、市政報告書の観光施設使用料の関係でございますが、使用料減の主な理由ということでございます。

観光施設の使用料につきましては、平成20年度に比較しますと約1,700万円ほど減額となっております。要因の一つには、観光施設使用料の約56%を占めるもみじ谷大吊橋利用の減少があります。もみじ谷大吊橋につきましては、平成17年度から平成20年度までは約30万人の利用者がおりましたが、平成21年度は約25万5,000人と、前年比で3万9,000人の減、金額で1,300万円ほど減額となっております。

減少の要因としてはいろいろあると思いますが、理由としては、塩原温泉地域施設全体に言えることですが、入り込み数の数値につきましては歴年でやっていますので、必ずしも年度と一致するものではございませんが、21年につきましても約10万人ほど減っているという状況の中で、インフル

エンザの影響による団体旅行客の減少なども考えられる。そういった中で減少しているのではないかというふうに思っております。

このほか、使用料減の要因としましては、平成21年度から平成20年度で入村料として約300万円の収入があった家族旅行村「箱の森プレイパーク」の入村料を無料としたことなどが挙げられると思っております。

次に、市政報告書9ページのグリーングリーン使用料のふえた理由ということでございますが、この件につきましては一般質問の中でもお答えした形がありますけれども、平成20年度の利用率と比べまして、平成21年度は利用者で7,205人、料金が94万2,699円の増となっております。昨年と比較しますと、土曜日・日曜日に他県ナンバーの車両が圧倒的ということから、那須ガーデンアウトレットを訪れた方が日帰り入浴で利用されたことも一つの要因として考えているところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、何点かお聞きをいたします。

初めに、市民一斉美化運動の件ですけれども、去年21年度から新たに、以前まではごみ、瓶・缶、そういったものを中心の美化運動だったわけがありますけれども、そのほかにもタイヤであったり、粗大ごみ等の収集が入って、その結果、当然トン数等もふえた。5月に対して11月は 年2回やっているわけです。ことしもまた11月は7日に予定されているわけがありますけれども、この活動を通して不法投棄されるごみというのは市内で減ってきているというような感想をお持ちなのかどうか。この運動自体を拡大したことによる影響というのはどのように出ているか、分析結果を聞

かせていただきたいと思います。

それから、グリーングリーン、もみじ谷大吊橋、それぞれ対照的な結果が出ているわけでありまして。その中で、理由としては、一般質問でも、また今の部長の答弁でもほぼわかるわけでありまして、現実問題として減ってきている、特にもみじ谷大吊橋の件でありますけれども、これらについての対策というものは、過去にもいろいろ、今現在もやってはきているんだと思うんですが、その辺、今後の課題としてどのように受けとめているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、グリーングリーンがそのような要因でふえたということもわかることはわかりますけれども、グリーングリーンの施設としての努力は何かされたということによる増というのは考えられないんでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 市内一斉美化運動をやった結果で不法投棄が減っているかどうかの件ですけれども、実質的に粗大ごみについて20年と比べますとふえているというような状況と、先ほど来緊急雇用の関係ですけれども、こちらのほうでも昨年来緊急雇用のお金を使わせていただいて、74名ということで不法投棄の回収というような業務も行っております。

そういったことで、なかなか全体的にどうかということはちょっとわかりづらいんですけれども、いずれにしてもそういった活動をしておりますので、減っているというふうには考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 先ほどの答弁の中で、塩原地区の入り込み客について10万ちょっとというような話ですが、16万人ほど減少しており

ます。そういった中で、先ほど申し上げましたが、塩原温泉地区全体の入り込みが減っているという状況になりますけれども、もみじ谷大吊橋での誘客増加の方策等についてのお話でございますが、ここは指定管理者ということで、たかはら森林組合にお願いしているというような中で、市の取り組みの中ではフラワーウエディングですね、特別誘客事業としてフラワーウエディング事業をもみじ谷大吊橋でやったり、対岸の整備をもう少し進めたらいいのではないかとということで、花を植えたりして対岸に行ってもらおうというような取り組みも考えております。

指定管理者独自でも事業はやっておりますけれども、こういった事業を通じて少しでももみじ谷大吊橋を渡る方が多くなればというふうには考えているところでございます。

また、グリーングリーンが少し利用者がふえたという理由でございますけれども、これにつきましては、指定管理者として施設公社にお願いしている状況でございますが、要因としてはという具体的なことは申し上げられませんが、グリーングリーンもちょっと古くなってきましたので、修繕箇所も出てきております。そういった中で、修繕については、そういった場所が見つければすぐに対応するような努力は今までもしてきたということでございますし、現に露天ぶろの目隠しについても、自前ですけれどもやっているという状況もございます。

現在はおふるの修繕を計画しておりますので、9月1日から40日ほど、今休館で改修工事をやっている状況でございますが、こういった取り組みをしながら、さらに誘客を増加させていくという取り組みが必要だというふうには考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 次に、20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） 同じく市政報告書から3点ほどお伺いいたします。

初めに、104ページ、地域介護の110事業の中で福祉空間整備事業、これは当初予算より増額の理由をお伺いいたします。

147ページ、ふるさと雇用再生特別事業、501事業の中で、外国人地域支援センターの設置状況をお伺いします。

次に、154ページ、農業後継者育成事業、201事業で農業者海外研修事業の減額の理由をお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 企画のほうでは、市政報告書147ページのふるさと雇用再生特別事業、外国人地域支援センター設置事業についてですけれども、この事業につきましては、雇用環境の悪化により失職した外国人の就職や生活に関する相談業務、就職活動のための集中日本語教室、外国人教育拠点校支援、通訳業務などの総合的な支援を行う目的で設置をいたしているものでございます。

平成21年6月17日に那須塩原駅前に開設しております。職員の体制ですけれども、3名の体制です。センター長1人、これは日本人でございます。相談員2名、両名ともブラジル人で男女1名ずつでございます。

21年度の業務実績でございますけれども、相談業務については397件、これは6月17日に開所しておりますので、10カ所のトータルということになります。内訳は、雇用保険などで152件、医療生活で51件、通訳業務で56件です。それと、外国人児童生徒教育拠点校への支援ということで、共英小学校へ週1回職員1名を派遣しております。そのほか、栃木県国際交流協会との共催事業で

ございますけれども、就職のための集中日本語講座を開催しております。参加者は15名でございます。

事業費なんですけれども、記載のとおりでございますけれども、内訳については職員3名の人件費505万2,008円、建物借り上げなどの管理運営費が365万1,163円となっております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 市政報告書の154ページ、農業後継者育成事業の中で、農業者の海外研修事業の減額理由ということでございますが、栃木県青年農業者海外派遣研修の行き先はヨーロッパとなっております。通常費用1人50万円のうち、市負担は3分の2の1人33万3,000円となりまして、3人分を予定しまして100万円の予算を計上したところでございます。

こういった中で募集を行いました。しかし、募集した結果、希望者が2人でありました。この事業につきましては、県においても募集枠がありまして、県全体での希望者が少なかったことから、市で申し込みを受けました2人につきまして、栃木県の派遣者として認定されました。このため、県補助、県費の約半分でございますが、それを受けることができ、市負担は経費総額から県負担分、個人負担分を差し引いた額の、2人で13万4,000円であったことによる減額でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 市政報告書104ページ、地域介護、福祉空間整備事業の予算の増額についてお答えします。

スプリンクラー設置を義務づけられたグループホームに対する補助金の事業所追加、具体的には大原間、和でございます、1カ所の追加分550万円の増額でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） それでは、少し質疑させていただきます。

最初の104ページのほうは、先ほどの補正のほうでも追加補正でスプリンクラーの設置ということで、塩原地域に設置するというので了解をしました。

確認なんですけれども、先ほど、今の補正でグループの和の補正が12月になされて設置されたということなんですけれども、これで一応3カ所なんですけれども、先ほどご答弁の中で四季の空というふうに聞いたんですけれども、四季の花というふうに報告書には書いてあるんですけれども、その1点確認です。

それと、スプリンクラーは市内6カ所に、平成24年3月31日までに全地域に設置する予定ということで、今回9月に前倒しで出ているんですけれども、やはりこれは命と安全のために前倒しでこれから残り2カ所もやっていくのかお伺いいたします。

あと、ふるさと再生の外国人支援なんですけれども、これもまだ開所して1年ということで、今るご丁寧なご説明をいただきました。22年度の計画において約300万弱ほどの増加があるんですけれども、これをちょっとお伺いいたします。

あと、154ページの農業者の後継者育成事業で、応募が少なかったからこれで済んだということで了解しましたけれども、これからもさらに公募も厳しいと思われるんですけれども、継続していくかどうかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 市政報告書のほうで四季の花となっているものについては、現在確認してきますので、申しわけございません。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 22年度で300万ほど増額というようなことのお話ですけれども、予算と決算の話だと思いますので、本年度21年度の決算は870万3,171円で、これが決算額、予算と決算の差だと思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 農業者海外派遣研修事業でございますが、これにつきましては平成21年度が2名参加ということで、これについては、22年度におきましても本市では3名参加して研修が行われるということで、県から今後のことについては聞いておりませんが、事業的には継続していくものというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 20番、平山啓子君。

20番（平山啓子君） もう一つ、外国人支援センターの設置でまだ1年足らずなんですけれども、かなりご相談が多いと思うんです。これで人数的にも足りているかどうか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 相談件数が397件、そして22年度の実績を見ましても、8月末現在で382件と非常に相談件数は多くはなっているんですけれども、現体制3名で対応していくというようなことでございます。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 先ほどの平山啓子議員さんの質問で、四季の「花」か「空」かということなんですが、市政報告書のほうが間違っております。花じゃなくて空ということでございます。

以上でございます。申しわけございません。

議長（君島一郎君） 次に、12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 市政報告書から3点、質問をさせていただきます。

113ページ、3款民生費、2項2目保育園管理費、委託料、世代間交流事業の50事業、おじいちゃん保育の内容についてお尋ねいたします。

2番目に129ページ、4款衛生費、委託料、先天性股関節脱臼検診、扶助費、先天性股関節脱臼検診費補助（3件）、上記2点の内容についてお伺いいたします。

3番目、224ページ、9款2目消防費、非常備消防費、黒磯消防団活動費（10事業）、印刷製本費、消防団幹部名刺印刷の内容について伺います。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 市政報告書224ページの非常備消防団の幹部名刺印刷1万400円の内容について申し上げます。

この名刺印刷代については、役員改正によりまして団長1名、100枚、2,100円、副団長3名、100枚、6,300円、幹部候補生中央研修会参加団員1名、100枚、2,000円の印刷製本代でございます。内容については以上ですけれども、基本的に幹部消防団の名刺印刷については、役員改正でありますとか、または多く使用が見込まれるというような年度に印刷をしております、21年度については県総合防災訓練でありますとか、消防まつり等々への協力依頼等がありましたので、役員改正と合わせて団長・副団長の名刺を印刷したというところでございます。

それから、幹部候補生の中央研修会の100枚の印刷については、栃木県から3名の幹部候補生の中の1人ということございまして、その準備費の中に名刺というふうなことがありましたので、印刷をしたということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 市政報告書113ページ、民生費の、いわゆるおじいちゃん保育でございます。

本事業については、平成14年4月に旧黒磯で実施が始まりまして、合併後の17年4月から那須塩原市全域で行っているものでございまして、いわゆる世代間交流事業として実施しているものでございます。

目的としましては、高齢者と接する機会が少なくなっている園児にとって、人生経験の豊富なおじいちゃんと交流することにより、親とは違った感覚で触れ合うことができ、豊かな感性が生まれ、より健やかな成長につながるようなという目的を持って、保育士の補助あるいは園内の整備事業を含めて、全公立保育園15園に設置しているものでございます。

内容的には、週3日、1日4時間勤務ということで、月にすると48時間前後になるかと思うんですが、原則としては60歳から65歳程度の方をお願いして、時間給840円でやっているものでございます。

続きまして、市政報告書129ページ、衛生費の先天性股関節脱臼検診でございますが、股関節脱臼については、いわゆる乳児の実際に契約した市の医療機関でその検診を受診し、委託料としては、市内の医療機関で直接やったものについては委託料として払うわけなんです、その他、市外の受診機関、医療機関等でやった場合には、保護者が一時立てかえ払いをして、後に償還払いを行うという制度でございますので、扶助費としてこちらのほうは3件ほど取り扱っているわけなんです、実施しております。

診察対象については、3カ月児から1歳児未満でございます。乳幼児健診時に受診の確認をし、

未受診者についてはその実施奨励を行っているところでございまして、21年度については1,064人中1,009人、実に95%がこの受診をしておりまして、要治療という人が3人ほど、結果的には歩けなくなるような状況を解消したというような事業でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） それでは、再質問をさせていただきます。

おじいちゃん保育によってどのような影響を受け、効果はどうであったか。先ほどもご説明いただきましたけれども、お願いをいたしたいと思います。

次に、先天性股関節脱臼の検診についてですが、確におくれますと歩けなくなってしまったり、要するに正常な歩行が困難になることが子どもの成長の中で出ます。この数値を見ますと55名、94.8%となっておりますので、55名が未検診ということになりますので、未検診の子どもたちへの対応はどういうふうになされたか伺いたいと思います。

最後に、印刷製本費のことでございますが、大変小さい金額が計上されておまして、1万400円という。ところが、西那須塩原消防団には計上されておられません、項目がありませんでした。合併による一体化、公平さを考えますと等しくあったほうがよいのではないのでしょうか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） おじいちゃん保育の効果ということでございますが、私も保育園のほうへ行ってみますと、保育園というのはどうしても女性の方の保育士が多いということで、男性

の方も数人いるんですが。どちらかという子どもたち、男の人が来たという雰囲気ですごく寄ってくるんですね。そういった意味での男性に対する興味、及び高齢者、おじいちゃんがないというのが、ほとんど最近では核家族化していますので。そういった意味では、そのおじいちゃんになれ親しむというようなものもすごく効果が出ているんじゃないかと。

それと、正直言いますと、園長さん以下女性の方でございますので、いろいろ施設についての点検等が、どちらかという男性よりは手作業も含めて、労働も含めて、例えば屋根の雨漏りだとかいう部分、あるいは排水の問題とか、具体的にそういう細かい問題について発見が遅くなる可能性があるわけなんですけど、そういった場合に、男性の方が補助した形でそういうものを早期発見して早期対応できるというような効果がございます。

それと、股関節脱臼の件なんですけど、二次診査については極力、先ほども言いましたように乳幼児健診時に受けるように指導しているところでございます。親によっては、私の子どもは心配ないという自信を持っている方もいると思うんですが、なるべく100%に近い受診に奨励するように、今後とも乳幼児健診のときに保健師のほうから指導していく形になろうかと思っております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 名刺の件でございますが、現在の状況では、西那須野消防団については台紙のみを購入して内部印刷をしているということでございます。塩原消防団については、以前は西那須野と同じということですが、今は内部で対応していないということでございます。

いずれにしても、必要があればということになりますが、今後各消防団と協議をして、必要があれば対応していきたいというふうに考えています。
議長（君島一郎君） 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時14分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、市政報告書から4点質疑させていただきます。

95ページ、特定疾患患者見舞金の内容についてお伺いします。129ページ、妊婦一般健康診査費助成について、前年より増加した理由についてお伺いします。

140ページ、西那須野清掃センター管理運営事業の使用料及び賃貸料の契約内容についてお伺いします。140ページ、西那須野清掃センター管理運営事業と塩原クリーンセンター管理運営事業の工事請負で、煙突ふたがけ工事のそれぞれの内容をお伺いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私から、市政報告書140ページ、塵芥処理費の西那須野清掃センター管理運営事業での賃貸料の契約内容についてですが、賃貸料につきましては、現在、3人の地権者から借りておまして、賃貸料は、月額平米当たり74円ということで、現在、3地権者の合計の借りている面積が6455.73平方メートルで、額にして573万2,688円という状況であります。

次に、同じく140ページで西那須野清掃センター、塩原クリーンセンター管理運営事業の煙突のふたがけ工事の内容ですが、まず、工事の必要性ですけれども、21年度から休止、廃止になっております。それで、その煙突から雨水の流入、これを防止するのと、壁面についているダイオキシン、これの飛散防止ということで、ふたをかけるということで、西那須野清掃センターにおきましては、煙突の高さが60メートルということでありまして、ゴンドラを使いまして、それぞれふたを、あらかじめ加工しておいて、それで、かぶせてとめるといった工事でありまして、西那須野清掃センターが60メートルの高さ、塩原クリーンセンターについては、煙突の高さが40メートルと、こちらのほうはクレーン車でふたを持ち上げて、行ったというような状況でありまして、工事費につきましては、西那須野が294万円、塩原クリーンセンターが90万3,000円といった状況であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 市政報告書95ページ、特定疾患見舞金の内容についてお尋ねでございますので、お答えいたします。

栃木県で実施している特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者について、市で見舞金を支給する事業でありまして、支給額は、月額3,000円、対象となる疾患は、特定疾患治療研究事業で58疾患、小児慢性特定疾患治療研究事業では11疾患となります。対象者は647人ということで、例えば、病名で言うと、よく聞くのがペイチェット病、あるいはスモン病、あるいはネフローゼ等々でございます。

続きまして、市政報告書129、妊婦一般健診助成について、前年度より増加した理由についてありますが、妊婦の健康管理及び経済的負担軽減の

ため、妊婦健康診査費の一部を助成しておりますが、平成20年度、助成回数5回、21年度から年度途中でありますが、妊産婦健診診査費の公費負担拡充ということを行いまして、助成回数が14回にふえたために、受診者数、延べ人数で言いますと、20年度が5,322人、21年度については、1万1,527人、トータルで前年比6,205人の増ということでございましたものですから、前年度より増加してございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、改めて質疑をさせていただきます。

西那須野清掃センターの賃貸料なんですけど、これは、これは現在使用していませんので、将来的には、壊すなり何々するとは思いますが、この計画と、あとは、これをいつまで、要は賃貸契約があるのかというところを聞きたいと思えます。

それともう一つ、煙突の高さは20メートルしか変わらないのですが、クレーン車とゴンドラで、このくらい工事費が違うという判断でよろしいのでしょうか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） まず、西那須野清掃センターの契約の中での期間のご質問ですが、契約上は、清掃センターの解体、処分を甲乙双方が確認し、甲は市です、市が土地を原型に復して、地権者に返還した日が属する月までということでもあります。

でありますけど、現在、もう既に使われていない施設ですので、その土地をいつまでも借りるといのは、契約上はそうとなっておりますが、3人の地権者の方には、実は、今建っているところの北側に6,000平米以上の、言ってみれば代替地とか、そういった土地がありますので、そちら

のほうに移っていただくという形で交渉をしているところでもあります。

いずれにいたしましても、その辺については、十分努力してまいりたいというふうに考えております。

それと、ふたかけ工事費の額の差が余りにも大きいのではないかとということではありますが、西那須野のほうにつきましても、3社の指名競争入札ということで行った結果であります。であります。3社のうち2社は辞退したということであり、塩原のほうは、1社随契と、130万円以内ということで、1社随契ということで、いわゆる、今まで管理をしていただいていた会社との随契ということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） それでは、最終的に西那須野清掃センターの跡地はどのような形で返すのでしょうか、最後にお聞きします。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 現在、跡地をどう使うか、これは西那須野センターだけではないのですが、それをいろいろと研究しているところでございます。

そういったことから、現在まだ跡地をどうするかというふうなところには至っておりませんが、先ほど、入札に関しては、できるだけ早く賃借料を支払わないような環境にしたいということで、先ほど申し上げたようなことで努力をしているところでもあります。

以上です。

議長（君島一郎君） 次に、7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） 市政報告書32ページ、17款1項3目衛生費寄附金について、寄附金の内容をお伺いします。

同じく、113ページ、3款2項2目、保育園管理費、保育所広域利用運営費の内容をお伺いします。

同じく、138ページ、4款2項3目、塵芥処理費、ごみ収集費委託料の内容をお伺いいたします。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、市政報告書32ページ、衛生費寄附金の内容を申し上げます。

この寄附金につきましては、廃棄物処理施設等、周辺整備事業助成寄附金ということで、財団法人栃木県環境保全公社から助成を受けたものであります。最初に、まず産業廃棄物処理施設にかかる部分なんです、ここでは、ソフト事業ということで、産業廃棄物処理施設設置者と環境保全協定を地元が締結をしているわけですが、この中で、施設の監視等を行っている、その運営費に対して助成を受けるものでありまして、これは、市が公社から受けて同額を地元協議会に交付しているものでありまして、3つの地元協議会がございまして、ということで、額にして1,158万円があります。

2つ目ですが、今度は、一般廃棄物の処理施設ということで、先ほど、高久議員にお答えしましたが、市のクリーンセンター周辺に対しての周辺整備事業に対する助成ということで、先ほど申し上げたけれども、湯宮と鴨内の水道配水管、木綿畑本田の集落センター建設ということで、総額1億7,089万7,500円ですけれども、その2分の1ということで、8,544万8,750円の助成を、寄附を受けたものであります。

次に、市政報告138ページの塵芥処理費、ごみ収集委託料の内容であります。平成21年度から統一されたごみの分別区分に従いまして、市内を6地区のエリアに分けまして、市内2,775カ所の

ごみステーションに排出される一般家庭ごみを回収し、クリーンセンターまで運搬するというものであります。

委託期間につきましては、平成21年度から平成25年度までの5カ年間ということで、決定に当たっては、指名競争入札ということで実施しました。

委託料の内訳につきましては、委託地区のステーションの数、走行エリアなどを考慮した収集車両の使用料、人件費及び諸経費という内容であります。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 市政報告書113ページ、保育園管理費のうち、保育所広域利用運営費の内容ということでございますが、これについては、市内在住児童が、近隣市町の、これは私立、公立ともでございますが、への保育園の利用児、利用している方がおりまして、その委託料を支払っているという状況でございます。

ちなみに、人数的には、大田原市に14人、那須町に14人、矢板市に14人、塩谷町に2人、宇都宮市に2人、さくら市に1人、合計で実人数が47名、総額2,200万という形でございます。

なお、蛇足であります。逆に私どものほうの施設に受け入れているというケースもございます。これについては、合計人数で29人、合計金額が1,857万5,000円ということで、歳入のほうに入れているという形でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） それでは、まず32ページの衛生費の寄附金について再質疑いたします。

廃棄物処理施設等周辺整備事業に関する寄付金については、早乙女議員のほうから質疑も出てい

るし、早乙女議員が毎回質問していますので、これではなく、私は、一般廃棄物処理センターにかかわる寄附金について、お伺いします。

まず、栃木県環境保全何とか財団という財団から寄附金を受けているわけなんです。この、よそさまのことなんです。わかったら結構なんです。財団の原資はどういったところから原資が入ってきているかというのと、もう一つは、廃棄物処理施設等周辺整備事業助成寄附金の定義がどのようになっているか、お伺いいたします。

それと、ごみ収集、138ページなんです。先ほど、ご答弁で、市内277カ所のステーションの収集業務で、合計金額の発生している報告を受けましたが、市内6地区、失礼しました、ステーションの数が2,775カ所、6地区に分けて収集業務を委託しているわけなんです。この1地区から6地区、各地区のステーションの数をお示ください。

それと、保育園について、広域入所についてあります。広域でお願いしている園児数が47名、受け入れが29名でした。約20名くらい、外にお願いしている数が多いということで、これらについてですが、受け入れが少ない状況になっているのですが、これは、市内の本市の待機状況、そういったものが含まれて受け入れが少なくなっているのか、また、広域で受け入れる園児さんと、市内の園児が入園する際の優先順位、どちらを優先するか、そういった制約、制限というものがあるかどうか。

それと、広域で受け入れる場合の枠ですね、人数枠、そういったものがあるかどうかお聞かせください。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、財団法人栃木県環境保全公社、これの運営に当たっての

原資ですけれども、県が4分の3、事業者から破棄物処理の事業者ですね、から4分の1というふうなことであります。

それで、2点目の寄附金の定義なんです、同公社からこの寄附については、周辺整備事業の助成実施要領というのがあります、こちらで公社から用途指定寄附ということで寄附をするというふうなことになります、その目的につきましては、産業廃棄物、議員、先ほど一般廃棄物と言いましたが、ここでは、産業廃棄物と一般廃棄物、それぞれ中間処理施設、最終処分場、これらが該当するんですけれども、それらの処分場の周辺環境の整備を図り、もって、処分場等の設置及び円滑な運営を促進すると、そういった目的で寄附されるというものでございます。

それと次に、ごみ収集の関係で、市内6地区でステーションが2,775あるうち、各地区のステーションの数ですが、1地区、これは、簡単に言いますと、黒磯の北地区です、133、2地区、これは黒磯中心部、794、そのうち、1日で全部収集するのが難しいということで、A地区とB地区というふうにも分けています。

その内訳を言いますと、A地区が449の345、3地区が黒磯の南部ということで407ありまして、そのうちA地区が178、Bが229、4地区が西那須野南部、749ありまして、A地区が370、B地区が379、5地区が西那須野のこの部分と、箒根部分ですが、542ありまして、A地区が325、B地区が217、6地区が塩原温泉のほうですけれども、150ということで2,775というような状況です。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） まず、再質でございますが、1番の出ている数が多いという状況なんです、市外に出ている、入っている方もそう

なんです、理由としては、送り迎えの関係だからですね、あるいは、もともと、例えば、芦野地区に住んでいた方が黒磯のほうに住み始めて、お友達がまだいて、あと1年ぐらいで卒園するんだといった場合に、その辺については、お互いに融通しましょうという形でやっております、そういった意味では、受給バランスでございまして、うちのほうの受け入れが少ないというのは、逆に言うと、宇都宮とか、あるいは矢板のほうへの通勤途上に送り迎えをするという方が多いという状況にございます。

それと優先でございしますが、これはあくまで市の施設でございまして、市内の方が優先ということでありまして、なおかつ、じゃ、何人枠として入れるんだということでございしますが、それもケース・バイ・ケースという形になるんですが、ただ、待機児童については、昨年度、私立の保育園をつくりまして、そういった意味で厚生省基準で言うと、30名程度だったのが、5人程度に待機児童が減ったという状況にございますので、ある程度その辺の融通は効くのかなというふうに思うんですが、いずれにしても、その保護者の方のご意向等もよくお聞きしまして、それでやりくりしているという状況にございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 7番、磯飛清君。

7番（磯飛 清君） まず、32ページの寄附金なんですけれども、これについて、内容等々はよく理解できました。この際というか、この段階において、今回の水道施設の整備、それと公民館の建設というのは、やはり、変な表現ですが、迷惑施設に関するその地域に対する優遇措置というものにもかかわってくると思うのですが、今回、この地域に水道施設と公民館を新設するということは、異存はないのですが、この際の計画については、

内容的に、この寄附金が得られるから、こういった事業を計画したのか、それとも、事業計画するに当たって、寄附金を本市のほうから申請をしたのか、その辺の類のお話をお伺いできればと思います。

それと保育園に関しても、先ほどの答弁の中に、民間のほうで民営の保育園を新たに設置してきているということで、待機も大分減ってきているという状況かと思えます。

これについては、今後の保育園、民営も含めて、本市の保育園運営にかかわる、本市においては、今言ったような施策が功を奏して待機も減ってきているという状況になったかと思えますが、まだまだ全国的には待機児童、待機園児の問題、クローズアップされております。

これについては、また、別途、一般質問等について、保育園運営を含めて再度質問したいとおもいます。保育園のほうはわかりました。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 寄附金をもらえるから事業をやったのかどうかというふうなご質問かと思うのですが、クリーンセンター建設に当たりましては、その建設計画を、事前に地元の地域の方に説明をいたしまして理解を求めたという経緯がございます。

そういう中で、またこういった施設をつくる場合に、関係地域内とのいわゆる環境保全協定、このものも締結をしております。こうした締結に基づいて、県の財団法人であります環境保全公社、こういったところから寄附がいただけるということで、あくまでも事業実施に当たって、地域の方からの意向に沿った形で、そういった周辺整備の事業を行ったというものでございます。

なお、水道工事に関しましては、配水管の工事ですから、水道事業の財産になります。というこ

とで、水道事業のほうに出資という形で出していますので、予算科目はそういうところで違います。

以上です。

議長（君島一郎君） 次に、17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） 17番、植木でございます。

質疑通告書に基づきまして質疑を行わせていただきます。

まず、市政報告書から48ページ、2款総務費、1項1目一般管理費、一般行政経費601事業の報酬について伺います。

次に、49ページ、2款総務費、1項1目一般管理費、黒磯地区防災対策推進費701事業の光熱水費、手数料について伺います。

3点目は、55ページ、2款総務費、1項7目契約管理費。契約管理費101事業、指名停止基準適用状況についてお伺いいたします。

次に、180ページ、7款商工費、2項3目観光施設管理費、黒磯地区観光施設管理事業101事業、役務費の保険料についてお伺いをいたします。

この詳細については、まず、48ページの報酬について。非常勤職員報酬として平成20年度決算は、123万7,000円、当初予算は138万5,000円で、決算額は127万4,000円となっております。

この中で、報酬の支払い先が弁護士2人、情報公開、個人情報保護審査会委員5人と記載されておりますが、審査会は年に何回程度開催されたのか。また、弁護士と審査会委員の報酬はそれぞれどのような内容の報酬なのか、その内容についてお伺いいたします。

また、当初予算より多少決算上減っている理由は何かも、回数が減ったのかどうか、お伺いいたします。

それから、審査会にかかった事案は情報公開について何件、個人情報保護について何件あったのかもお伺いいたします。

これを第1回目といたします。

それから、49ページのほうは、光熱水費の中に、災害用井戸、防災センター電気料3万4,240円、金額はそんなに大きくないのですが、20年度、その前の年の決算でも3万7,790円ですから、大きく変わっておりません。手数料には水防センター井戸、災害用井戸水質検査、その他、清掃で44万3,100円と報告されておりますが、この災害用井戸は、ちょっとよくわからないんですが、どこにあるのでしょうか。また、防災用井戸ですか、何か所市内に設置されているのか、単純な質問なんですが、お伺いいたします。

また、通常の使用や、災害時にはどのような使われ方をしているのかも伺いいたします。

さらに、災害用井戸の水質検査は、月、あるいは年に何回程度検査しているのか。また、検査内容についても、どうであるのかお伺いいたします。

それから、55ページ、指名停止基準適用状況についての質疑については、報告書の四角の中に措置要件と件数が記されておりますが、第5号、安全管理の不適切により生じた公衆損害事故、市発注工事とありますが、また、第12号独占禁止法違反行為、さらに第16号、不正または不誠実な行為と、それぞれ1件ずつありますが、具体的な内容について伺います。

また、前年度、20年度決算では、独占禁止法違反行為、38件などと合計49件ありましたが、指名停止のないのが大きく減った理由はどんなふうになっているのか、あわせて伺いをいたします。

それから、最後の180ページの役務費、保険料についてでございます。

報告書では、保険料1万7,200円、これも少額でございますが、道路損害賠償責任保険、黒磯地区観光施設遊歩道43キロと記されておりますが、この内容についてご説明をいただきたいと思いま

す。

また、遊歩道、観光施設の遊歩道、たくさんあると思うのですが、塩原、西那須野地区については記載がないようですが、どのような対応になっているのか、あわせてご説明をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） それでは、市政報告書48ページの一般行政経費の報酬、127万4,000円の決算額についての内容でございますけれども、顧問弁護士の費用、それから、情報公開、個人情報保護審査会の委員、それぞれ非常勤の特別職の報酬に定められた額というようなことでございまして、顧問弁護士につきましては、月額5万円、それで、本市には2名おりますので、2名×5万円×12カ月ということで、120万円になります。

それから、情報公開の個人情報保護審査委員会の報酬につきましては5名でございまして、これにつきましても、1回7,400円と定められておりますので、1月28日、それから3月25日の2回開催しましたので、7万4,000円でございます。

内容につきましては、個人情報保護の関係でございますけれども、生活保護実施に関する文書の不開示の決定等々がございまして、1月28日、3月25日の2回、開催をしているところでございます。

それから、市政報告書49ページの黒磯地区防災対策推進費の中の災害用の井戸の関係でございますが、いずれも黒磯地区でございまして、黒磯保健センターの敷地内に防災用井戸ポンプがござい

ます。

それから、蛇尾川沿いの上中野地区に水防センターを設置しておりまして、そこに災害用の井戸

がでございます。いずれもこの2カ所の電気料でございまして、保健センター内につきましては1万6,523円、それから、上中野地区の水防センターにつきましては1万7,717円が電気料ということでございます。

それから、手数料の中で、どういった検査をしているのかということでございますけれども、それぞれ2カ所の井戸においては、一般細菌、それから大腸菌の水質検査、これを6月、9月、2月ということで3回実施しておりまして、各4,000円ということで、2万5,200円という形になります。

それから、それぞれの防災用の井戸につきましては、飲めるかどうかという検査もしますので、50項目の検査をしまして、これにつきましては、14万円掛ける2カ所、1回で29万4,000円という形になっています。

それから、水防センター内の草刈り、側溝等の手数料については、12万3,900円ということで、手数料を払っているところでございます。

それから、市政報告書、55ページ、契約管理の指名停止基準適用状況についてでございますが、指名定数件数、21年度3件でございますが、このうち1件については、市発注工事にかかる市内業者を対象としたものですけれども、ほかの2件については、指名参加が出ているということだけであって、市内業者ではありません。

市内業者の中での指名停止については、安全管理の不適正により生じた公衆損害事故に関するということですが、内容につきましては、区画整理内の事故でございまして、運搬をした業者が土砂を搬入する際に、荷台を上げたまま走りまして、N T Tの電線回線400回線、それと光ケーブル3本を切断したというようなことでございます。この事故については、指名業者1名、その

ほか、下請業者が1名おりましたので、2者をそれぞれ21年4月9日から5月8日まで1カ月間の指名停止を行ったというところでございます。

それから、独禁法の関係につきましては、これは、東京の業者でございまして、公共工事をやる際に、競争を実質的に制限したというようなことで、公正取引委員会のほうから指名停止を受けたというようなことでございます。

さらに、不正または不誠実な行為につきましては、大阪の業者でございまして、これについては、管技術者が必要とされる資格証の携帯を持っていなかったと、資格の要件を満たさない業者が潜入されていたというようなことが発覚したということで、指名停止をしたというふうなことでございまして、市としましては、指名停止、いずれも2カ月ということで指名停止をしたものでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 登山道遊歩道に関する保険といいますが、そういった部分のご質問でございますが、黒磯地区43キロという表示になっておりますが、项目的に黒磯地区で契約はしておりますが、市全体ということでお考えいただきたいと思えます。43キロというのは、市全体での遊歩道、登山道ということでありませう。

黒磯地区につきましては、35キロメートルございます。内容について申し上げますと、沼ッ原から姥ヶ平、沼ッ原から麦飯坂、沼ッ原から深山ダム、沼ッ原駐車場から乙女の滝という4ルート、これが35キロでございます。

残り8キロでございますが、これにつきましては塩原地区の遊歩道ということで、小太郎線歩道、土平園地歩道、天狗岩歩道、セツ岩線歩道、竜化の滝線歩道、ヤマユリのつり橋歩道の5つの

路線という形になっています。西那須野地区についての遊歩道の保険については、入っておりません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 答弁漏れがありましたので、お答えしたいと思います。

契約検査の中で、指名停止の件数が少なくなっている理由は何かということをございましたけれども、本市の場合については、特断減っているとか、ふえているというようなことではなくて、全国的な傾向の中で、昨年度の件数が減ったというふうに捉えているところでございます。

議長（君島一郎君） 17番、植木弘行君。

17番（植木弘行君） それでは、再質を行います。

まず、48ページの審査会にかかった事案についてなんですが、先ほど、情報公開について2件、お答えいただいたんですね。もう一つの個人情報保護関係については全くなかったのか。それと、この情報公開関係で、審査の対象となったものに関しまして、現在、どのような対応になっているか、それについてもお伺いをいたします。

それから、49ページの光熱水費、それから手数料、この防災井戸に関してなんですが、現在2カ所ある、主に飲料として使うためのものだろうと思うんですね。細菌とか、大腸菌とか、その他50項目ぐらいの検査を行ったりするという答弁でございますが、現在の答申においては、福島大学に環境関係の水質の調査、関係を依頼したりしております、産業廃棄物の施設が市の北側にたくさんございますので、非常に水の安全、こういった意味では考えていかなければならないのかなと、私は考えております。

したがって、この防災井戸2カ所しかござ

いませんが、もう少し、何て言うんですか、井戸の数を適宜にふやしたり、あるいは充実してもう少し水の安心・安全を考えるような、そういった対応の話し合いは、この所管の中で、昨年度あったかどうか、また、そういう方向で何か考えていることがあるかどうか、その辺をあわせてお伺いをいたします。

それと指名停止基準の適用状況については、ご指導されている状況が全国的に行き届いてきたのかなと、そういった意味で、那須塩原市の対応についても少し評価してあげたいと思っております。

従って、再質はありません。

また、この保険料等についても、西那須野が入っていないと。黒磯が35キロ、塩原は8キロということでございますが、西那須には遊歩道もあるとは思いますが、何か別の項目で計上されているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 情報公開等個人情報保護審査委員会の話でございますけれども、委員につきましては5名おりますが、5名とも情報公開の個人情報保護審査委員会も兼ねた方でございまして、同じ方が5名ということでございます。審査の内容については、個人情報保護審査委員会を2回開いたということでございます。

それから、水の安全ということで、防災井戸の関係で再質がありましたけれども、黒磯の保健センター敷地内にあります防災用の井戸については、少し記憶が定かではありませんが、旧黒磯時代に阪神・淡路大震災を見てきた当時の建設業協会の方々が、水の必要性というものを認識されて旧黒磯市に寄附をしていただいたというような経過がございます。当然、災害時には、この水だけです

すべての市民を賄うということはありません。あくまでも水の備蓄もやっておりますし、緊急時にこの水もあわせて使うというようなことで考えております。通常、どういうふうな形でかと言いますと、くみ上げてちゃんとしているかどうかというようなことだけにはなってしまいますけれども、実際に、この水を災害時に使うというようなことは、防災訓練等に使うというようなことはしておりません。

それと、それについての適正配置について話し合いがあったかということでございますが、井戸について、特断、それぞれの、西那須野地区の防災担当、それから、塩原地区の防災担当と話をしたことはございませんが、備蓄に対する考え方というのは、それぞれその地区の防災の考え方だというふうに思います。当然、地形的なこともありますので、水は足りているけれども、それではないものが必要だというような場合には、違った形で備蓄をするというようなことになるというふうに思いますけれども、議員からおっしゃられたように、水の大切さということでありますので、今後は、地区担当の方々とも協議をしていきたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） この保険料につきましては、観光施設の遊歩道、登山道ということで、落石等の災害とか、そういったものを想定した保険でありまして、西那須野地区では入っているものはないのですけれども、もしそういったことで、必要性があれば加えていくということは考えております。

現時点では、黒磯、塩原、そういったところを想定した遊歩道、登山道ということでやっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活環境部長より発言があります。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 先ほど、磯飛清議員の、衛生費寄附金の質問の中で誤りがりましたので、訂正をさせていただきます。

財団法人栃木県環境保全公社からの助成の中で、原資はということで質問がありました。私のほうで県が4分の3、事業者が4分の1と答えましたが、それは、産業廃棄物処理施設の場合でありまして、一般廃棄物処理施設につきましては、100%県のほうでということになります。

訂正をさせていただきます。すみませんでした。

議長（君島一郎君） 次に、5番、平山武君。

5番（平山 武君） 通告書に基づきまして質疑をさせていただきます。

市政報告書120ページ、3款民生費、3項2目扶助費、生活保護費（101事業）扶助費について。

平成21年度、保護者の世帯数、人員数ともに増加をしております。扶助費も1億5,700万近く増額、実際には、4,000万ほどの不用がありましたので、1億1,000万ということでふえております。

そこで、被保護者の中には、とても今後、受けなくてもいいような状態で保護を受けていると、そういう者が大変見受けられると、不公平ではないかという声をたくさんお聞きします。

その中で、審査の際の十二分な実態調査、どのようにしているか、そして、それらに対するどのような対応をしているか、そして、対応する際のいろいろなご苦労があるかと思いますが、問題点等は何か。

続きまして、市政報告書136ページ、4款衛生費、2項1目清掃総務費、産業廃棄物対策事業301事業、非常勤職員報酬、産業廃棄物監視員報酬、こちらは、21年度の報酬が47万5,800円と増額をしております。

監視の状況であります、内容につきましては、ございますから申し上げますが、定期的な監視をしているか、重点箇所を決めて監視を実施しているのかどうか、住民通報とはどの程度あるのか。報告書につきましてはどのような内容なのか。その報告書に基づいた対応は、どうしているのか、その点について伺います。

続きまして、市政報告書185ページ、7款商工費2項3目観光施設管理費、園地、公衆トイレ等管理事業1303事業、委託料、ヤマユリのつり橋ほか2、防災点検業務、こちらにつきましては、ほか2とありますが、どの箇所なのか。それと、つり橋につきましては、塩原にはかなりの数があると思いますが、それらに対する対応はなさっているのか。なさっているとすればどのような対応をしているのか、お伺いをいたします。

続きまして、市政報告書287ページ、10款教育費、5項5目図書館費、図書館業務推進費102事業、報酬、委員報酬、図書館協議会委員報酬の点でございます。こちらにつきましては、委員の数は、何名なのか、協議会が3回開催とありますが、内容と出席者数、その他を詳細にお答えをいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） まず第1点目の市政報告書120ページの民生費の生活保護費の扶助費についてでございます。生活保護費保険ということになりますと、本人申請に基づきまして、決定に際しましては、本人の事情聴取、聞き取りです、あるいは、扶養義務調査ということで、扶養義務者がいるかどうか、また、その能力があるかどうか、それと銀行等のいわゆる資力の調査等を行いまして、決定していくところでございます。

生活保護費を受給している世帯へは、ケースワーカーが定期的に訪問を行い、世帯状況等を確認しております。

その頻度については、毎月訪問の場合、あるいは年に一度の場合まで、いろいろ、私どものほうで持っている訪問計画基準なるものに基づいてやっているわけなんです、世帯の状態に応じて訪問頻度を増減することもございます。

何かしらの問題があると考えられる場合は、随時訪問を行い、問題の解決に努めることとしておりますが、万一、不正受給者が判明した場合には、保護の停止、廃止の検討や、支給済みの保護費の返還を命ずるなどの処分を行っているところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 市政報告書136ページの廃棄物監視員の報酬の件ですが、廃棄物監視員につきましては、勤務は月曜日から金曜日まで午前9時15分から午後4時までということで、4名設置をしております。

それで、ただいまのご質問で、重点地区とそれぞれの地区からの通報等についての質問がありましたが、重点地区につきましては、こういった形

で毎日、監視をしておりますので、その状況から、当然、どこを重点的にという形で、おのずと決まってまいります。

そういったところを頻度を高めて行っているというような状況です。

21年度におけるそれぞれの不法投棄の相談件数ですが、一般廃棄物で125件、産業廃棄物で11件の136件というような状況であります。

そのほか、随時、電話等での苦情とございますが、そういった通報もあるということでございます。

ということで、報告書については毎日記帳していただくというようなことでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 市政報告書185ページの商工費、園地、公衆トイレ等管理事業の中のつり橋関係についてご質問いただきました。ヤマユリのつり橋ほか2つということで、残りの2つにつきましては、セツ岩のつり橋と物語館のところにかかっています紅のつり橋という2つでございます。

塩原温泉地区につきましては、14のつり橋がございます。この中で、遊歩道の一部としてつり橋がかかっているものにつきましては、県の管理ということで、7つつり橋がございます。そのほかですね、生活用に使っているつり橋が要害の1号、2号ということで、これは建設部管理でございますが、2つございます。残る部分についての分が産業観光部で所管するつり橋という形になりますが、この残る5つの中で、今回、3つの点検をやったということでございます。

あわせてもみじ谷2号つり橋は別項目で予算が組まれておりますので、ここには出てきておりませんが、21年度におきまして、目視点検と機械を使った点検は実施しております。

その結果として、市とつり橋を支える部分については、塗装がえも行いました。

残る1つなのですが、竜化のつり橋につきましては、20年度の中で防災点検は済んでおります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 市政報告書287ページの図書館協議会の委員報酬の関係でございますが、まず、図書館協議会委員は、10名の方をお願いしております。そのうち、9名の方が報酬の対象者ということでございます。

協議会の内容でございますが、3回開いておまして、まず、年度当初のころには、その年度の運営方針及び重点施策等、それから、事業計画等を審議をさせていただいております。

それから年度の途中で、10月ですが、上半期の事業報告を行っております。

それから、年度末、2月でございますけれども、年度末には22年度の運営方針及び重点施策の案、それから、22年度の事業計画案についてご審議をいただいているというものでございます。

それから、出席人数でございますが、先ほど言いましたように報酬を支払います対象者が9名でございますが、その9名の方のうち23名が対象になっております。そのほかに対象外の方がおりますので、合計では26名の方、3回で出席するということになると思います。

議長（君島一郎君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） それでは、最初の生活保護費の扶助費のほうですが、これは、細かく聞き取り、その他やりまして、実態調査していると、ただ、難しい点があるようですが、今後ひとつ、できるだけ公平が保てるように頑張りたいと思っております。

2番の廃棄物、こちらも、こちらの点で1つ、

これは、一括ではなくて、連続的な対応というのが必要になってくると思うんですよね。それらはどういう形で、今言った、不法投棄物が出たときの1回だけではなくて、そのつど、場所も変わるとでしょうし、いろいろなこともあるので、その、連続的な対応に対してどのようなことをしているかと、それをひとつお願いします。

3につきましたは、了解をいたしました。

4は、私は、23名とか、出席者がちょっと少なかったりしているものですから、一応、委員さんというのは、報酬をもらえるもらえないではなくて、選んだからには全員出席で、毎回ぜひやってもらっていきなという事で、その状況を聞いたのですが、欠席者、これは何かそのつど、どうしても出てしまうのでしょうか。

一人だけですか。はい、一人だけですね、了解しました。

それでは、先ほどの2番、産業廃棄物の監視員のところで、それだけお願いします。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 産業廃棄物の監視については、連続的な対応が重要であるというふうなことでありますが、もっともだと思えます。ということで、先ほど申し上げましたように、4人で2人1班という形で、月曜日から金曜日というふうなことで行っております。毎日、現場のほうを見ているので、その状況はよく承知しているわけですが、そのほかに、廃棄物対策室、栃木県警からもご協力いただいて派遣していただいているわけですが、その職員も一緒に、場合によっては出かけるというふうなことで対応しております。

そのほか、なかなか、やはり24時間監視をするというのは難しいものですから、監視カメラを設置をいたしまして、対応しているという所もござ

います。監視カメラについては、実際にきちっと映るものとダミーのというふうなことで、そういった対応で実施をしているところであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 次に、29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） それでは、1点のみ質疑をさせていただきます。

市政報告書241ページ、10款教育費、1項4目学校運営支援費、委託料、英語指導助手業務、2,940万円の内容と契約の形態についてお尋ねをいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（平山照夫君） 市政報告書241ページのいわゆるALTの業務委託料の関係でございますが、業務委託で7名の方をお願いをしております。一人当たりの委託料は、420万円となっております。

それから、形態ということですが、業者の方への業務委託ということでございます。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今の業務委託ということをおっしゃられたのですけれども、これは、業務委託ですと、直接学校側がこの教員に対して打ち合わせをしたり、指導助手に指示したりすることができないのではないのですか。

ですから、私は、これは、千葉県の柏市がこの業務委託で是正勧告を受けているわけですよね、千葉県の労働局から。ですから、そういうようなことがあるので、このことについては、厚労省から全国の自治体にその契約内容の点検を通知してあるはずだというふうに思っております。再度、ご答弁をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 今、議員言われました

ように、業務委託の場合には、新聞等にもありましたように、直接的な指示ができないというのが、いわゆるデメリットと言いますか、そうなります。したがって、委託業者のほうと綿密な打ち合わせをしていくと、それによって業務委託をしてきていただいているA L Tとのやりとりをやっていくというようなところございまして、それから、厚労省のほうからそのような通知が出ております。

柏市のほうの問題も承知しておりますが、現在、那須塩原市の場合には、直接雇用というか、ジェットプログラムというのがあるんです。そちらのほうから3名の方をお願いしております、業務委託が7名ということなんです、ジェットプログラムのほうの直接雇用ですと、現在、なかなか指導力を向上させるために十分な研修というのがなかなか大変だというのが1つありますし、そのほかに、労務管理ですとか、アパートの手配から何から全部してやっていくと、その辺もかかるということで、業務委託に幾らかずつシフトしてきているというのが現状でございますが、そのほかにもう1点、労働者の派遣を行うという方法がございます。

柏市の問題、それから、厚労省の問題、通知等の問題も含めまして、来年からは派遣の方向で検討していきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今、部長さんがおっしゃったように、やはり、労働者派遣契約というようなことで考えていただいたほうが、学校のほうは混乱がなく、私はスムーズに物事ができるというふうに思っておりますので、やはり、今、お話ししましたように、今後は、労働者派遣契約というようなことでやったほうがいいのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 次に、11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは質疑いたします。市政報告書50ページ、人事研修事務推進費委託料、委託先と業務の内容について説明をお願いいたします。

51ページ、給与、職員厚生事務推進費委託料、職員健康診断減少の理由は、職員カウンセリングの人数は、委託先は。

53ページ、会計管理事務推進費委託料。足利銀行派出事務業務の算定根拠は。

54ページ、振興公社管理運営事業補助金、昨年に比べて補助金の減少理由は。

57ページ、地域振興費補助金、野岩鉄道安全性向上等補助金が21年度に支出になっているが、補助金の考え方は。

57ページ、行政評価システム推進事業委託料。業務内容は。

62ページ、交通安全対策推進費、報酬の算定根拠は。

64ページ、地域バス運行事業費。昨年に対しての減少理由は。

65ページ、生活バス路線維持費。昨年に対しての増加理由は。

67ページ、庁舎管理費。昨年に対しての増加理由は。

76ページ、市民税賦課事務推進費、委託料の公的年金特別徴収電算処理業務の増加理由は。

181ページから186ページ、板室自然遊学センターから園地、公園、公衆トイレ、各種事業の委託費の算定根拠についてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 企画部のほうからは市政報告書57ページの野岩鉄道安全性向上等補助金

の考え方についてということでお答えをいたします。

この補助金につきましては、野岩鉄道経営安定化等補助金交付要領に基づき、野岩鉄道株式会社に対して補助金を交付しているところでございます。

目的については、野岩鉄道施設の安全性と利便性の向上を図るというものでございます。

補助の経緯についてでございますけれども、葛老山という山が藤原の五十里湖周辺にございます。この葛老山トンネル、全長4,250メートルあるわけですが、このうちの1,780メートルの区間において、湧水による線路を支えるコンクリート化の砂が流出したため、緊急に修繕工事を行うというようなことで補助することになりました。

補助期間ですけれども、平成21年から24年の4カ年でございます。

負担割合でございますけれども、総事業費は6億4,110万円のうち、国庫補助分3分の1を除いた4億4,990万1,000円を関係自治体で負担をいたします。

負担額のうち、栃木県と福島県の割合ですけれども、これは50%と50%といたします。

そのうち、栃木県のうち、栃木県と2市の割合、2市は、那須塩原市と日光市ですけれども、これについても50%と50%となっております。

2市、那須塩原市と日光市の割合については、持ち株比率によるというようなことで、那須塩原市は、15.75%、日光市は84.25%でございます。

この負担割合による補助金でございますけれども、21年度は記載のとおり265万7,000円でございます。

補助の考え方でございますけれども、平成21年度に開催された野岩鉄道経営検討委員会、市長が委員になっておりますけれども、この委員会にお

いて工事概要、費用負担について承認をしております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 市政報告書50ページの人事研修事務の推進費の委託料でございますけれども、まず、人事評価制度、これの委託先については、株式会社ぎょうせいでございます。内容につきましては、講義と演習でございます。講義のほうは人事評価面談のポイントということでございます。

演習のほうは1回約3時間ということで、延べ12回実施をしております。受講者数は460名でございます。

次に、職員採用試験の委託料ということで、委託先は、財団法人日本人事試験研究センターということで、教養試験と職場適応性検査問題集の提出及び採点ということになっております。

315部の問題集、受験者数は253名でございます。

それから、市政報告書の51ページ、職員構成比事務推進費の委託料の関係でございますけれども、健康診断の減少の理由ということで、平成20年、740名から21年573人ということの減少の理由としてはですね、臨時職員の関係でございます。1週間当たりの労働時間が正規職員の4分の3以上で、30時間以上の者、これが労働安全衛生法の中に規定されているというようなことから、健康診断の対象者の区分を徹底したということでございます。

それから、職員カウンセリングの人数と委託先でございますが、受験者数は延べ70人ということで、毎月2回、実施をしております。全部で24回でございます。

委託先につきましては、臨床心理士1名という

ことで、栃木県のカウンセリング協会のほうから推薦をいただいている方に来ていただいております。

それから、市政報告書54ページの振興公社への補助金が少なくなった理由ということでございますけれども、これについては、市から派遣している職員の人件費でございまして、20年7名だったところを5名にしたということで減少しているものでございます。

同じく、市政報告書67ページの庁舎管理の関係でございまして、増加した理由ということでございますが、これについては、ごみ有料化に伴いまして、市の施設から搬出する一般廃棄物の処理手数料、これが406万円でございます。

また、市の施設から排出する収集運搬業務、これが東地区、西地区ということで、882万円かかっておりますので、その分が増加しているという内容でございます。

それから、市政報告書76ページの公的年金の特別徴収の関係でございまして、このシステム改修については、地方税の電子化協議会、これを經由してデータをいただくという形になっておりますので、平成22年については、地方税電子化協議会とそれから、市とのデータのやりとりのシステム改修を行ったために420万円、平成21年度について市の税務システムの改修ということで20年度データをもとにして行うものですから、この改修費が1,680万円とうことでございます。

いずれも委託先につきましては、株式会社TKCでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） それでは、市政報告書62ページ、交通安全対策推進費で報酬の算定根拠であります、交通指導員と交通教育指導員

の関係ですけれども、この額につきましては、17年の合併時のすり合わせということで、それぞれ黒磯、西那須、塩原、金額が違いましたが、その辺のすり合わせをする中で、県内の状況を踏まえながら、算定をしたものであります。

次、市政報告書64ページの地域バス運行事業費で、昨年に対して減少の理由はということですが、いわゆるゆ～バスの件ですけれども、これにつきましては、赤字補てんということが基本であります。21年度は、地域バスの利用者数が増加に伴う運賃収入が増加いたしました。さらに、燃料価格の安定等、運行経費の減少ということで、収入がふえて経費が落ちたということで、当然、赤字補てん分ということですから、その分の補助金が減少するといったこととなります。

次に、65ページの生活バス路線の維持費で、昨年に対して増加の理由は、であります、市内の民間の路線バスは、JR関東で4路線、東野で4路線という8路線ありますが、そのうち、赤字分ということで、東野交通なんです、2路線が赤字ということでございます。2路線のうち、平成20年度も赤字だったというのが1路線と、21年度に新たに赤字になったという路線が1路線ということで、20年度も赤字路線だったのが、具体的な黒磯営業所から板室温泉まで行っている19キロの分ですが、これについて、やはり、20年度よりも197万3,000円ほどふえたというのと、21年度、新たに赤字になった。これにつきましては、那須塩原駅から黒磯営業所を經由して、那須湯元出張所線というものでありますけれども、そのうちの那須塩原市区間、全体で24.4キロあるんですが、そのうちの8.6キロ分の赤字分ということで、これについては、26万3,992円、新たに補助をしたということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 市政報告書の181ページから186ページまでの塩原温泉地区の観光施設の委託料の算定根拠ということでございます。

奥塩原オートキャンプ場、もみじ谷大吊橋、塩原物語館、塩原温泉花ノ湯、塩原温泉家族旅行村、天皇の間記念公園の6つの施設につきましては、指定管理者による管理を行っているところです。

管理委託の算定根拠につきましては、施設管理に必要な人件費、光熱水費、施設点検業務などの過去3年間の費用を平均した額を委託料としているところでございます。

指定管理以外の施設につきましては、県等に委託部係がある場合には、これに基づき設計を行っており、また、係がない場合には、数社から参考見積書を徴して設計を行って委託をしているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 会計管理者。

会計管理者（楡木保雄君） 市政報告書53ページの会計管理事務推進費の委託料についてお答えいたします。足利銀行派出事務事業の算定根拠につきましては、指定金融機関足利銀行との派出事務取扱業務委託契約により、業務時間は午前9時から午後3時まで、昼休み1時間を除いた5時間あります。

本庁派出と西那須野支所派出のそれぞれ1名の人件費であります。なお、委託額につきましては、月額、本庁派出が4万2,000円、西那須野支所派出が8万4,000円あります。以上です。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 私のほうで市政報告書57ページの行政評価システム事業について答弁漏れがありましたので、お答えさせていただきます。

この業務については、現在、行っている行政評

価の研修業務でございまして、昨年度、係長以下の職員に対する基本研修を行いました。2日間で34名の出席でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは、再質疑をいたします。

まず、51ページの関係であります。カウンセリングの数と人数はわかりましたが、カウンセリングの内容について、どのようなことをやっているのか、まず、1点お聞きします。

あと効果について、どのような検証をしているのかお伺いいたします。

続きまして、62ページの交通安全対策費であります。県内の状況を踏まえということで、金額的には了解をいたしました。

内容的に、当然、これは交通指導をしているので、交通事故が起きたときのそういう対応はどのようにするのか。

もう一つが、今、ボランティアで交通指導を行っている方がおります。そういう方との整合性についてお伺いいたします。

続きまして、65ページの関係でありましたが、ちょっと私が見ているのだと2,236万円が、多分増加しているのかなと思ったのですが、若干、さっき話を聞いていると、少し違っていたのですが、この辺、もう1度、確認をいたします。

67の庁舎管理費の関係であります。廃棄物の運搬業務がふえているということですが、これにつきましては、21年度限定なのか、そのことをお伺いいたします。

あと、181から186ページの関係であります。全体の観光管理費というのが2億5,702万8,304円。観光施設の利用料、これが歳入のほうで入っておりますが、これについては、1億1,923万6,097円

という形になっております。民間でいうと、この
分差し引きが赤字かと思うのですが、この辺につ
いての費用対効果について、どのような考えがあ
るのかお伺いいたします。

以上です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） まず初めに、職員カウ
ンセリングの関係でございました。

カウンセリングの内容はどういうことかという
ことですが、それぞれ、個々人によって内容が違
うというふうに思いますが、通常、心の病を持った
方とか、業務上のそういった相談をこのカウ
ンセリングの方を通して解決をするということでは
ないんでしょうけれども、相談をお願いしている
ということになるかというふうには思います。

ちなみに、昨年、1カ月以上、心の病で休んだ
方は6名でございます。身体的な病で1カ月休ん
だ方は17名でございますが、この数が多いのか、
少ないのかということは、ちょっと比較はして
おりませんが、ある意味で、こういったカウ
ンセリングを受けられるということは、職員にとっ
ては、少し安心が持てるのではないかということで、
評価はしているところでございます。

それから、庁舎管理の関係でございますけれど
も、ごみ有料化に伴うということございまして、
市の庁舎も1つの事業所だという見直し方をして
おりますので、今後もこういった形で委託料は、
業務委託料、手数料等はかかっていくということ
でございます。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 62ページの交通
安全対策費の指導員の交通事故の件ですけれど
も、交通指導員、交通傷害保険ということで、
保険に加入をしております。

それとボランティアとの整合性ということであ
りますが、交通指導員とボランティアについては、
その辺のところは、整合性をとっていないとい
うのが現状であります。

それと、生活バス路線の増加額は、先ほど申し
上げましたとおり、1路線、従来から平成20年度
も補助しました黒磯板室線については20年度が
431万3,000円、21年度が628万6,000円とい
うことで、増加額は197万3,000円でありま
す。

それと新たに那須塩原駅から那須湯元出張所
までの部分については、新たに補助することにな
ったのですが、21年度分としては26万3,992
円ですので、合計いたしますと223万6,992
円ということになります。

以上です。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 先ほど、施設の
管理にかかる経費、2億5,000とか、歳入が1
億2,000ということで、金額的に1億3,000
万ほどですか、収入が少ないという状況は理解
しているところでございますけれども、塩原温泉
の全体を考えると、入れ込みにつきましても326
万、あるいは宿泊客についても190万あるとい
う、これを支える部分としては、ある程度の観
光施設につきましても、必要なものというふう
には考えております。

ただ、施設数もかなり多い状況もございま
すので、これらについては、今後、維持管理計
画なりですね、そういった見直しの中で、必要
な施設、役割を終えた施設等については、協
議をしながら管理費の削減には努めていきたく
いうふうには考えています。

以上です。

議長（君島一郎君） 11番、眞壁俊郎君。

11番（眞壁俊郎君） それでは1点だけ、交通

安全対策の関係で、事故が起きたときの交通指導員の責任というのはどのようになっているのか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 先ほど、私のほうで申し上げたのは、交通指導員が現場で事故があったときの対応ということで、障害保険に加入をしているということでありまして。

交通指導員の指導をしているところで、子どもたちが事故に遭ったときの対応ということのご質問ですが、そちらについては、やはり、加害者がおりますから、そちらのほうで、それら賠償請求ということになると思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時03分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） では、早速質疑に入ります。

まず、定額給付事業のために市が負担した経費やかかわった職員の人件費はどの程度だったでしょうか。このばらまきと言われたこの事業の効果、どの程度あったかお聞かせください。

次に、第1号法定受託事務、第2号法定受託事務で、現在、那須塩原市が行っている事務と当初予算額、補正予算、予算の算出の方法、決算額と財源内訳等、基準財政需要額に算入した額と実際、

算入になった額をお聞かせください。

ここで算入のさんが違うので直してください。

その次にいきます。

生活保護費についてですけれども、基準財政需要額にここでもまた算入が違いますね、に算入できる金額は幾らで、地方交付税措置された実質金額は幾らになりますか。被保険者一人当たりの算入単価は幾らですか。

次に、生活保護費ですけれども、平成21年度決算では、対象者もふえ、生活保護費も大幅にふえました。20年度と21年度の違いをお聞かせください。

次に、生活保護世帯、生活保護者数、保護率と、毎年ふえています。しかし、それに反して、逆に生活保護総務費の職員給与と生活保護費事務推進費は減っているという状況です。平成19年度から21年度のケースワーカーの人数、何人になっているかをお聞かせください。

生活保護費の中で、法定受託事務として基準財政需要額に算定できるのはどの程度かもお聞かせください。

次に、衛生費ですけれども、衛生費の雑入で、指定ごみ袋の広告掲載料が入っていますけれども、どこが掲載したのか、お聞かせください。

資源売り払い金が昨年度より半減しておりますけれども、売り払い価格が下がったからなのか、それとも、資源回収量が減ったからなのか聞かせてください。

次、その項で、ここで初めてのはじめてがまた違いますけれども、初めて計上されたクリーンセンターの売電代は、資源売り払い金額の半分にも満たない金額ですけれども、これで熱回収施設と言えるのかどうか、熱回収率を聞かせてください。次に移ります。

ここも先ほど、ほか、前の質疑者が質疑してい

ますので、これは省略させていただきます。

その次に、廃棄物処理施設等周辺整備事業の寄付金、これについてですけれども、産廃分の金額だけについてですけれども、3カ所の環境保全委員会への交付金となっていますけれども、どのような監視活動をしているか、把握しているかどうか聞かせてください。

次に、自給飼料増産事業、那須塩原市ではどのような戦略のもと行われ、飼料自給率の向上の達成目標などを設定して実施した事業となっているかどうか聞かせてください。それとも県の補助事業として事業を消化しただけのものなのか、その違いを聞かせてください。

次にですね、これも今まで何人かの方が質問しましたし、あと質問もありましたので、このところで、おが粉の調整を基本とする建設当初の益分の多い計画だったということなのかどうかを確認して、それで、その計画段階で採算をとれるというふうに答弁していましたがけれども、私、そのとき、それも疑問だとうふうに思ったのですけれども、採算はとれるというふうに答弁していました。そのときの根拠が何なのかを教えてください。

そのときの計画どおりにやれば、採算がとれたものなのかどうか、私は最初から無理があったのだと思うのですけれども、そのとおりにやったらできたのかどうか。こうなってしまったところで、何か改善策はないか、聞かせてください。

次に、ここも今まで何人かの方が聞いておりますので、1つだけ、特に塩原地区の湯ッ歩の里の利用減少は大きいので、それに対して何か対策を考えたかどうか、聞かせてください。

その次ですね、ここも聞いている方、いらっしやいますけれども、実際にメーブルの利用は計画どおりだったと、前の質問のところでは、そんな感じでしたけれども、一般質問のところでは。た

だここで、メーブル開始時に今回も監査の意見書で言われているんですけども、もみじを併設したらどうだろうかというふうに言われていますけれども、そのときにメーブル開始時にもみじを併設する検討がなかったのかどうか聞かせてください。

次に、体育施設の管理運営ですけれども、今まで指定管理者で行いましたけれども、その指定管理者の評価はどのように行っていたか、そして、利用者の満足度はどのように把握していたのか、聞かせてください。

次に、青木サッカー場の平成21年度の施設管理業務の内容、この辺は、指定管理者のところで話をしていましたので、これも答弁は省略して下さって結構です。

その次に、監査の、審査の結果と総括的意見の中に、歳出に関しては外部委託、指定管理者の制度の活用、補助金の整理合理化、職員定数の見直し、組織機構の合理化に既に取り組んでいるところであるが、今後もさらに経費の削減を図るとともに効果的、効率的な予算の執行に努められたいとありますが、これは、具体的に何を期待しての意見だと受けとめたか、聞かせてください。

次に、各特別会計に対しての個別の具体的な意見がこの中には入っていませんけれども、日常的な監査指摘されていることがあるのかどうか、聞かせてください。

あと、事業仕分けとか、市民監査とか、外部評価とか、第三者評価などさまざまな分野で評価ということが行われていますけれども、この時代に、今の状況の監査でいいと考えているかどうか、聞かせてください。

あと本当でしたら、認定第2号、国保のところでも聞くべきなのかもしれないんですけども、さきに高久議員も一般会計のところですよというこ

とでしたので、ここでお聞きいたしますけれども、これも高久議員とダブっておりますので、答弁は結構です。

以上です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） 私のほうからは市政報告書18ページと58ページの定額給付金給付事業についてお答えをいたします。

この事業の中で、市が負担した経費やかかわった職員の人件費はどの程度か、また、事業の効果はというようなことですが、まず、給付対象の世帯でございますけれども、対象世帯は、4万5,337世帯で、実際に給付した世帯は、4万4,380世帯でございます。

給付事業でございますけれども、18ページに歳入、58ページに歳出、21年度の数字が歳入で1億6,553万9,000、それから、歳出で17億2,312万というような記載がされておりますけれども、20年度と21年度の合算の金額では、歳入歳出ともですね、17億6,244万8,000円というようなことで、これらについては、全額国庫補助のため市の負担はございません。

ただ、DV被害者3世帯11名に対する給付金19万6,000円につきましては、市単独事業としての対応でございましたので、市の負担というふうになります。

次に、給付事務費でございますけれども、58ページには返納額ということで、1,605万1,093円というような記載がありますけれども、これも20年度、21年度の合算の金額で説明しますと、歳入歳出とも2,992万7,907円というようなことで、これらについても全額国庫補助というようなことで、市の負担はございません。

このうち、職員の時間外手当というようなこと

で、これも20年度と21年度の合算の金額なんですけれども、378万2,066円が時間外手当として支出をされております。

これが職員の人件費というふうになると思います。

次に、事業の効果でございますけれども、この事業の目的は、景気後退下において市民の生活を支援するとともに、地域の経済対策を図ることとございました。事業の効果については、市独自の調査を実施しておりませんので、わからないというような状況でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） それでは、決算書の法定受託事務について申し上げたいと思います。

地方自治法の第2条第2項に規定されている法定受託事務、228事務がございますけれども、本市で実施しておりますのは、第1法定受託事務、204事務のうち33の事務をやっております。それから、第2号法定受託事務24事務のうち、5つの事務を本市で実施をしています。

主な事務の予算決算及び普通交付税の算入状況ということでございますけれども、まず、生活保護費について、申し上げたいと思います。

歳出予算決算の状況で言いますと、予算措置については、法定率を計上するという事になってはいますが、当初予算10億1,111万円、これに対しまして、補正が、1億7,381万円、決算額11億5,166万円でございます。

このうち、国庫補助金ということで、4分の3、8億5,201万円、それから、県の補助金ということで、2,731万円が入っております。一般財源としては、2億5,736万円でございます。

この一般財源に対しまして普通交付税の県財政需要額の算入額、これは、3億2,853万円ござい

ましたので、生活保護費にかかる経費の全額について財源措置があったというふうを考えておりません。

それから、児童手当でございますけれども、これについては、当初予算額が9億6,392万円でございます。それに対して補正額2,440万円、決算額が9億8,953万円でございます。予算措置については、法定分を計上したということで国保の補助金3分の1、これが4億5,064万円でございます。県の補助金3分の1、2億6,700万円、一般財源として2億7,189万円でございます。

この一般財源に対する財政需要算入額につきましては、3億1,659万円ございました。これにつきましても全額措置があったというふうを考えております。

このほか、主な法定受託事務としましては、戸籍、外国人登録、国政選挙、それから、各種統計調査、児童扶養手当、国民年金というものもございますけれども、すべて補助金、それから、普通交付税の基準財政需要額算入ということで、経費のほう、全額について財源措置がされているというふうなところでございます。

次に、決算書の生活保護費の関係でお尋ねがありましたので、申し上げます。

普通交付税の基準財政の額に算入されている平成21年度の生活保護費分でございますが、これにつきましては、医療費、介護費の支払い事務委託ということで、96万3,000円、それから、扶助費として、3億2,756万3,000円がございます。このうち生活保護費分ということで、実際に交付された額ということですが、ご案内のように普通交付税ですので、性質上、算出することはできないというようなところでございます。

ただ、算入単価については、生活扶助月額5万1,410円、それから、住宅扶助、月額2万4,824円、

教育扶助、月額7,358円、医療補助につきましては、入院分と入院外分がございまして、入院分のほうは、月額52万6,980円、入院以外の分は3万8,685円、介護補助につきましては、月額2万6,069円ということになっております。

次に、決算書の44ページ、国庫補助金の生活保護費の補助金等々の関係で、給与費が減っている、それからケースワーカーの人数、それから、社会福祉費の基準財政需要額の関係でございまして、まず、20年と21年、19年から20年にかけて事務推進費が減っております。これについては、子ども課等の組織見直しがございまして、それまでに従来、生活保護費として計上しておりました分、その児童福祉部門の職員の給与費、これを児童福祉費に組み替えたというようなところでございます。

ケースワーカーの数は、平成19年が8人、それから20年が8人、21年が1人ふえまして9人ということでございます。

生活保護費の事務費については、児童家庭対策関係事務費を含んで社会福祉事務諸費ということで、算定されます。

生活保護のケースワーカーの給与、委託の手当というようなことから、平成21年度は、1億1,911万4,000円、これが基準財政需要額に算入されているというようなところでございます。

それから、審査意見書の総括的意見の中での初めとして具体的に何を期待しての意見かということと、国保会計、特別会計について、日常的な監査指導、指摘がなされていないのか。それから、この評価でいいのかというような趣旨のご質疑だったと思いますので、お答えしたいと思います。

まず初めに、事務事業の執行に当たって、最少の経費で最大の効果を上げることが求められているというように思っています。そのためには、適

切な予算の執行に努めることとともに、行財政の改革を一層推進して、選択と集中、それから、重点化と効率化を掲げながら、健全な行財政運営を図っていくのが必要であるというふうに受けとめているところでございます。

それから、監査についてですけれども、監査については、決算監査、それから、健全化判断比率等の審査、基金の運用状況審査、そのほか、各課の主要事務事業について審査をいたします定例監査、それから毎月の計数が正しい、正確なものとなっているかという例月現金出納検査を実施しております。

これは、いずれも法令、条例、経済社会の原則などを基準として適正に執行されているかどうかということを審査するものでありますので、不正な執行が認められた場合には、そのつど、指導を受けるというよゆなことでございまして、各特別会計においては、そういう指摘はございませんでした。

それから、最後のご質疑ですけれども、予算の適正執行に対して審査をするというような観点でございまして、現在の審査制度、監査制度については、特に問題があるというふうには考えておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 生活環境部長。

生活環境部長（松本睦男君） 私のほうは、市政報告書37ページ、諸収入、衛生費、雑入のところでございます。

指定ごみ袋広告掲載料120万円の広告主は、ありますが、市内の有限会社M I 設備コンサルタントでございます。

次に、資源の売り払い金が昨年よりも半減しているというようなところですが、その原因、理由ですが、数量と単価、いずれも数量も減って単価

も落ちたということで、数量について、具体的に申し上げますと、金属類で、平成20年度は1,400トンありましたが、21年度は851.9トンということで、548トンほど減っております。

紙類におきましても、平成20年度、4,554トンが21年度4,286トンということで、268トン減っています。

また、単価におきましては、例えば、アルミ缶のプレスしたものでありますが、平成20年度はキロです、123円20銭が21年度は70円50銭ということで、41%から減っています。

また、紙で、今新聞におきましては、平成20年度は12円60銭が21年度は7円ということで、率にすると44%落ちているというようなことで、量、単価とも落ちたということが理由であります。

次に、熱回収率であります、28.07%であります。

次に、市政報告書136ページの廃棄物処理施設と周辺整備の寄附金の、どのような監視活動で把握しているかというところではありますが、現在、3地区、環境保全委員会ということで、環境協議会については、小結地区、亀山地区ですけれども、監視小屋に常駐して監視を行っております。

西岩崎地区の環境保全委員会及び戸田地区環境保全委員会については、随時パトロール、監視ということで行っております。

活動の内容につきましては、搬入車両、搬入物、稼働時間、廃棄物の場外飛散、場外道路の破損などの監視を行っておりまして、それらについては、それぞれの環境保全委員会から実績報告書及び監視日誌等を提出していただいて、把握をしているところであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 私のほうからは、

市政報告書120ページ、生活保護費についてお答えいたします。

従来から市政報告書でデータを示している被保護者数であります。これは各年度の末の人数であります。この数については、19年度が587、20年度は640、そして、21年度が746、表示のとおりでございます。

この数字より実態に近い月平均、被保護者数で言いますと、平成19年度が622、平成20年度が600、平成21年度が694であります。

その前年比は20年度で22人の減、それから、21年度で94人の増でございます。

20年のリーマンショック後の増分が20年の後半から21年度まで続いた結果、21年度においては、保護者数の増加に伴い、扶助費もふえております。

なお、20年度は、前年比、この扶助費でございますが、5,500万円の減でありましたが、21年度は、20年度と比すると1億5,700万円の増となりました。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） それでは、市政報告書の158ページ、自給飼料増産事業についてのお尋ねでございます。

この自給飼料増産事業につきましては、生産性の向上を目的とした事業でありまして、達成基準としまして飼料増産のために飼料収穫面積を1ヘクタール以上増加させる。

2点目としまして、作業の効率化のため、労働時間を4%以上削減を目指しております。

この事業につきましては、平成18年3月に策定した那須塩原市酪農肉用牛生産近代化計画に位置づけ、取り組んでいるものでございまして、目標的には、計画策定時、市内の飼料自給率30.4%を10年後の平成27年に43.6%にするということを目

指している計画でございます。

次に、市政報告書14ページと150ページの堆肥センターの管理運営関係でございますが、建設当初の計画で液分の多いままの持ち込みを想定していた施設だったかということでございますが、この施設につきましては、当初から牛の尿、スラリーと固形ふんの両方を受け入れて処理する施設として計画しているため、液分持ち込みを想定しております。

次に、同じく市政報告書の14ページ及び150ページの堆肥センターの管理運営事業の中の、堆肥センターについての採算についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、採算がとれるとした根拠につきましては、平成17年12月議会の中で、一般質問の中で、管理運営経過に基づく収支を試算したという中で、収入は処理量トン当たり1,500円、堆肥販売トン当たり1,000円として、その運搬費と合わせた収入が約4,300万円、これに対して支出でございますが、支出の多くはおが粉の水分調整剤及び電気料、機械メンテナンス委託費、修繕費、燃料費、事務経費等で約4,000万円とお答えをしているところでございます。

この収支試算につきましては、1日最大処理量92.6トンが年間受け入れ日数294日間、毎日搬入されたと仮定した場合の試算であります。計画どおりの搬入量と経費単価が当時のままであれば、採算がとれる計画であったものと考えております。

次に、この堆肥センターの改善策についてのお尋ねでございます。

改善策としましては、搬入量の大幅増加が第一でございます。

これにつきましては、地元日の出、箒根地区の酪農家と搬入量の増加に向けた話し合いを進めているところでございます。

次に、2点目としましては、副資材おが粉やも

み殻の適正割合投入及びおが粉の場内製造やもみ殻、落ち葉の積極的収集、活用によりまして、経費の削減を図っていく必要があると考えております。

3点目としましては、できた良質の堆肥、製造による販売の増を考えておりまして、これらの3点の改善策によりまして、安定した経営といえますが、収支の改善が図れるものと考えております。

次に、市政報告書の商工使用料、観光施設使用料の、こういった使用料減少に対する対策を考えたかというご質問でございますが、これにつきましては、吉成議員のところでもお答えしましたように、塩原温泉で最大の集客施設であるもみじ谷大吊橋につきましても、特別誘客事業などを実施し、また、もみじ谷大吊橋の指定管理者におきましても自主イベント等を実施していただいております。

さらに、湯ッ歩の里につきましては、独自のイベントとしまして、夏休みの足湯温泉等をやってきました。こういった足湯温泉につきましても、お客さんが少なくなる紅葉時期後の開催をすることでいくらかでも入場者を多くするというような対策も講じながら工夫をしてやってきたところでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（平山照夫君） 市政報告書243ページのメープルの関係でございますが、メープルを設置するに当たって、もみじの併設を検討しなかったかということでございますけれども、その当時は、別の箇所で開設しておりましたので、その時点では、検討をしておりません。

それから次に、体育施設費の関係で、指定管理者の評価の関係でございますが、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますけれども、毎

年、指定管理者制度にかかわる導入効果調べというものを実施しておりまして、サービス向上につながる管理、運営の変更、取り組みや指定管理者に対する評価を行っております。

それから、もう1点、利用者の満足度はどのように把握しているかということですが、平成20年2月に、那須塩原市運動スポーツに関する市民アンケートを実施しておりまして、さまざまな角度から市民の意識やスポーツ施設に対する考えを把握しております。

それとは別にですね、毎月、指定管理者のほうの窓口対応での意見、要望等を業務報告等で把握をしているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 時間がありませんので、幾つか聞いてみます。

まず、定額給付金は、これちょっとパスをしまして、それで、次に法定受託事務の中の先ほど生活保護費のところ、生活保護費分として普通交付税で入ってくるということなので、実質金額は、実際に入ってくる金額は算定、算出できないので、どの程度国が措置しているかということがわからないということで、そういうような答弁に聞こえてしまったのですけれども、その前に一般的に聞いたときには、経費はほぼ全額財政措置してあるということを言ったように、たくさん答えていただいたので、その辺のところ、何か、一般的には財源措置を全部されているよというふうに聞こえたんですけれども、生活保護のときには、それが実感がないような感じだったんですけれども、その辺、ちょっと聞かせてください。

それで、生活保護費算入単価、2005年度以下、低下基準傾向があるんですね。で、生活保護の基準、算入基準が、算入単価が下がっているのは、

地方財務協会のデータでも、本当に落ちているんですね。で、算入単価が下がっていながら、保護をする分のところの金額を下げていないというふうに理解していいんですか。それとも、その意味、下げている、でも保護費上がってきていますから、算入単価が低くなっているのにもかかわらず、保護費は上がっているということは、その差額は、やはり市で持っているというふうに理解していいんですか。その大づかみの考え方でいいんですけれども、聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 生活保護費の地方交付税の実際の額については、私は、その交付税の性格上から、交付税の中にこの生活保護費として幾ら算入されたかということとはわからないというふうに申し上げました。

生活保護費自体は、基準財政需要額の中で、医療費、介護費の支出の事務委託費ということで96万3,000円、それから、扶助費として3億2,756万3,000円を基準財政需要額には算入されていますよということで申し上げました。

それから、算入単価については、10万人の基準的な、標準的な都市をもとに出している、それぞれ月額単価を申し上げました。これが下がるかどうかというのは、私は、ちょっと承知しておりません。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 今の点については、ちょっと後で常任委員会などでもやりたいというふうに思います。

ケースワーカーが、21年度1名ふえています。この21年度、1名ふえていますし、今まで、19年度8名、20年度8名、このケースワーカーの人数というのは、実際の仕事に合っているものなのか

どうか、聞かせてください。

それとですね、もう一つ、監査の意見なんですけれども、実際に一般会計については、最少で最大の効果を求められているというふうにとってらっしゃるようなんですけれども、その監査の意見だけではなくて、市民が何を期待しているかという部分のところ、あと、市民の意見を取り入れて、次の、要するに市民の意見を反映した事業であって、市民の意見を反映した評価であって、見直してあつてというふうに、マネジメントサイクルを回すということにおいて、今の監査だけでは不十分だというふうに、私は考えるんですね。

で、役割は違うでしょうけれども、市民との協働で行政運営をしているというところで、やっぱり、私は今のはやりの仕分けをやれとは言っているわけではないのですが、この監査ともう一つ、やっぱり市民の意見を聞いたものをきちんと行っていかなければならないのではないかとこのように思います。

そういう中で、運営協議会とか、審議会とかという形で、市民から意見を聞くという、そういうシステムをもともと持っています。

特に、介護保険とか、国民健康保険はそういうものを持っています。そういう運営協議会というのが、今、私が言ったように、市民の意見を反映した事業であるかの、市民の意見を聞く場があります。そして、マネジメントサイクルに合わせて回していたんだというふうに思います。それが今、きちんと行われていない実態があるんですね。その辺のところ、私は、市民との協働をというふうに言っている中、きちんとした運営委員会のシステムを実施していないということに、ちょっと、監査だけではなくても、市民がチェックする部分のところ、おろそかにしていないかなというふうに思います。

国保でしたら国民健康保険法に従って運営協議会を設置しています。そして、介護保険でしたら、条例とか計画に基づいて運協を設置しています。そこら辺の運協がきちっと開かれていない。なぜかというと、今回、議案審議に必要なので、資料をとりに行ったら、8月に行われているべき運協がどちらも開かれていなかったです。で、下手すると、2月に、予算の前に運協が開かれているということもないのが今の現状に、ここ2年くらい、そんな状況が起きています。それを把握しているかどうかと、そういうものを、今言ったように、市民の意見を反映して、そして、事業を見直していくという部分のところに、きちんと取り入れていくつもりがあるかどうかを聞かせてください。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） ケースワーカーの人数でございますが、被保護者人数から言いますと9人というのは、保護基準に合致しているという状況でございます。

それと、最後の、運協関係でございます。介護保険、あるいは国保関係でございますが、これ等については、現在のところ、その事業報告という形ではなくて、制度改革時をお願いするという形とあわせて、介護保険等については、その協議会の中にもろもろの会議もございまして、そちらのほうで補っているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 質疑通告者の質疑が終了しましたので、認定第1号 一般会計決算に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

認定第2号～認定第11号の質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第6、認定第2号から認定第11号までの特別会計決算10議案を議題といたします。

質疑の通告者に対し順次発言を許します。

まず、10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 46ページ、認定第5号 介護保険特別会計決算の説明です。

事業及び決算の概要の説明の文章の中で、上のほうの説明分です。

最後のほうの部分になりますが、要介護認定者のサービス利用率は83.3%で、県平均の82.0%を上回っている状況にありますと記述されています。

そこで、利用率が県の平均より1.3%上回っていると、そういう中で、市の施設の入所待ちの待機者は何人いますかというのと、昨年と比べてどの程度改善されているのか、お願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 現在、特養ホーム関係でございますが、待機者数は293名でございます。それと、一般質問でも答弁しましたとおり、第4期における施設整備等によって、総計で第5期分の前倒しも含めてなんですが、73ほど改善されるということで、現在の、それが整備されますと、残り220という数字が出てきます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 改善されるというお話がありました。介護利用者の希望者とか、施設入所待ちの方々の願いというのは、これ、非常に切実

です。利用されている方の中でも、多くの方が利用料の負担ができないということで、利用を抑制されている状況もあります。高額介護に対するサービス費の支援制度、こういうものもありますけれども、介護を取り巻く環境は深刻さを増しています。介護利用者と介護従事者にさらにきめ細やかな支援を要望して、終わります。

次に、16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君）ではまず、認定第4号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、ここで、後期高齢者医療制度被保険者数の20年度の人数が昨年の数字と違っていました。今度、年度平均というふうに括弧書きがあったの、昨年度示した1万396人というのは、実際に何の数字だったのか、聞かせてください。

次に、認定第5号 介護保険特別会計歳入歳出決算の経理の状況のところ、居宅介護サービス給付費が施設介護サービス給付費より多くなって、介護保険開始当初と逆転しています。しかし、依然として施設志向は減っていません。その理由をどのように受けとめているか、現在的那須塩原市の介護保険が何が課題となっているのか、お聞かせください。

次に、認定第13号って書いてしまったのですが、12号、水道事業会計決算です。

議長（君島一郎君）16番、早乙女順子君に申し上げます。現在、認定11号までということですので、そこまででやめていただきたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君）議案書44ページ、後期高齢者被保険者数についてお答えいたします。

提示した数字については、平成21年3月末の被保険者数でございました。1年を単位として比較することから、月末では、月ごとの移動に差があ

るため、今回から年平均の被保険者数をお示しすることにしましたので、ご了解いただきたいということでございます。

それから、議案書46ページ、経理の状況であります。施設志向が減らない主な理由としては、在宅介護の長期化及び重度化、並びに独居高齢者及び認知症高齢者の増加等によるものでございます。

また、介護保険の課題は何かということでございますが、課題としては、介護予防事業の推進を図るとともに、地域密着型サービス事業所の整備を行うというのが当面の課題かなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君）16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君）介護保険に関してちょっと、今、介護保険は、最初に介護保険が導入されたときには、介護の社会化ということとで始まりましてけれども、どうも、今、介護保険の給付サービスを抑制しまして、介護保険がだれでも必要なときにつかえる制度でなくなるような気配があります。

それがこの市のところへの課題にも起きているのだと思います。だれでも必要なときに使えるサービスは、在宅サービスでなければいけないのに、在宅サービスがだれでも必要なときに使えるサービスに、だんだん遠のいていってしまうんですね。ですから、施設志向が、施設に入れてしまえば、その人の生活を丸抱えて見てくれるから、もう在宅では無理だということで、それで、施設に入れないと、もう家族はやっていけない。で、それを無理やりに見ていると、どういうことが在宅生活者の中で起きているのか、把握しておりますか。

議長（君島一郎君）答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君）介護保険について

は、議員ご存じだと思うのですが、平成12年に始まりまして、当初は、施設型サービス給付のほうはるかに多い形だったかと思います。これが平成17年度に逆転しまして、数字的には、いわゆる居宅、在宅での自立という方向が示されていていい傾向だということは思っているんですが、現実的には今、議員指摘のとおり、いわゆる介護の長期化等々によって、実際の介護している人の疲弊、あるいは介護者そのものが高齢化してきている状況でございますので、そういった意味で、非常に困難な状況にきているかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 介護が長引く、介護疲れでということに置くと、そこで虐待、あるいは介護放棄ということが、家庭の中でまた起きている。それをなくすために介護保険を導入しようと言ったにもかかわらず、またそこに戻ろうとしています。介護保険の部分は、もう財政的にも大変だから、もう負担をするのが、このご時世、なかなか介護費用を負担するという人が本当に自分の生活が大変な中で、介護費用を負担してくれる人が少ないから、だから、介護保険上げられないんですよ。

でも、そういう状態をほおっておくと、また、介護保険が始まる前の状態にいつてしまう、それをどうするかといったときに、市町村によっては、結構工夫しているところもあるんですね。介護保険でお金をかけないで、地域サービスをつくって、何とか高齢者を支えようって。それをただ単純にボランティアで支えるというのではなくて、本当に小さな制度をつくりながらしていく。そういうような部分のところを、何か考えているということがないかどうかを、1つ聞かせていた

だきたいと思います。

介護保険、私などは、ある意味、親を見る最後の世代、何とか親は見る、でも、子供に見てもらえない最初の世代という、地元にいればいいですけども、結構、皆さんの周りを見て、県外にいる、海外にいるという方がいらっしゃいますので、そういったときに近くに見る家族がいないという人をどういうふうに見るかというのが、ここで課題となってくるんだと思います。その長期的なものも含めての持続可能になっていう部分のところを、いつもおっしゃいますけれども、その持続可能ということを何をもって、ただ、介護保険の制度だけを何とかかんとか残していく。使える制度として残していこうとするのか、それとも、ただ介護保険制度を残しておけばいいと思って、持続可能と言っているのか、その違いについてどのようにお考えなのかも聞かせてください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 現在、高齢福祉事業については、見直しを図るべく市民懇談会等も始まりました。その中で、全体的にですね、今後の高齢福祉事業のあり方、あるいは、今言ったような形で地域連携のあり方、どうしていくかという部分も含めて、論議を深めていきたいというふうに思っております。

介護保険制度は、制度として、当然、保険料等を納めていただいた中で運営していく形のもので、それはそれとして、運営していく、当然改善すべきところがあれば、国のほうにも、当然、要望していく形になるかと思うのですが、いずれにしても、そういった10年をちょうど経る形なものですから、制度全体の高齢者福祉について、討論していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 通告者の質疑が終了しまし

たので、認定第2号から認定第11号までの特別会計決算10議案に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

会議時間の延長について

議長（君島一郎君） ここでお諮りいたします。

那須塩原市議会会議規則第9条の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の議事が全部終了するまで、会議時間を延長したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事が全部終了するまで、会議時間を延長いたします。

認定第12号の質疑

議長（君島一郎君） 次に、日程第7、認定第12号 企業会計の決算を議題といたします。

質疑の通告者に対し、順次、発言を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ここで認定第13号と書いてありますのを12号に訂正してください。

水道事業会計決算ですけれども、監査意見書に、平成21年度の純利益は平成20年度と比較すると、3.5%の減となっている。企業統合による経営一体化等で、経費の節減を図り、純利益の増加に努められたいとありますけれども、平成21年度から新しい水道事業が開始されています。新しい水道

事業では、事業統合による経営一体化等で経費の削減を図ることはできないというふうなことなのかどうか、説明をしてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 水道事業会計決算審査書9ページのご質問にお答えいたします。平成21年度から新しい水道事業では、事業統合による経営一体化による経費の削減が図ることができないということかという内容でございます。

平成21年度につきましては、事業統年初年度ということでありまして、単純に数値等での比較ができません。毎年、老朽管の更新工事を実施しているため、これらの減価償却費が増加して純利益が圧縮されているということでございます。

なお、意見書等の趣旨を踏まえまして、今後とも施設の統廃合などの合理化と経費の節減に努めていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 私は、割と、一般会計でも特別会計でもそうなんですけれども、決算審査の意見書というのを読むんですね。私も監査とかそういうものではないですけども、第三者評価で事業所全体を評価するというをしている身としては、こういうふうには21年度は、ここに書いてある内容に書いてあることでないことが、今、答弁があったんだと思う、要するに、単純に数値で評価できないというふうにおっしゃいましたけれども、ここでは単純に数値で評価して出てきているわけですよ。そうしたときに、監査委員にこういうものをやるときに、監査からのヒアリングを受けますよね、そういうときに、実際に今言ったようなことを言って、監査の意見書に書き込んでもらう作業というのは、実際、監査の中でや

られないのですか。

この監査の報告書というのは、代表監査と議会の監査委員がいますけれども、その方たちが実際にヒアリングをして、そして、その上にこういう意見を出してくるので、ここに出してきた意見に単純に数値で比較できないというんでしたら、またこういう表現と違った表現で監査の意見が出てくると思うのですけれども、その辺のところ、監査には物を言えないという状況に説明をしていないという状況になっているのかどうかと、あと、実際にこの作文というか、意見はどなたが書かれるのかも、ちょっと聞かせていただけますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

監査委員会事務局長。

監査委員会事務局長（荒川 正君） 原案については、事務局のほうで担当のほうを考え、私たちのほうで、それを訂正しながら、最後に監査委員さんのほうに見ていただくという段取りになっております。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） もう一つ聞いていたんですが、実際にここに書かれていた内容と違っていたときには、監査委員に先ほどの言ったような説明をなぜしないのかなというふうに思いましたので、これは、この水道会計だけではなくて、ほかの会計もそうですし、で、監査委員の意見というものを、水道会計だけではないと思うのですけれども、監査事務局が書く。でも、学校評価だけは評価の委員の先生が書いているような文章に読めたのですけれども、そういう評価とか、監査とか、どういう部分のところを活かさないとかこれからの行政運営には行政だけがやればいい、議会だけがということでなく、こういうシステムがあるのなら、それを十分に生かしていかなければならないというふうに思うのですが、そうする

と、もう少し違う経営状態を見るというシステムが必要になるのかなと言いたくなってしまいますけれども、もう一度、監査を受ける側の心構えと、あと、その監査では何を監査のほうに伝えようとしているのかという部分のところをちょっと聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（江連 彰君） 監査を受ける側の心構えとか、そういうことのご質問かと思えますけれども、受ける側につきましては、当然のことながら、その監査の年度内の数値を、明確に表示をして説明をして監査のほうを受けるということだと思います。

また、どういうことで経営のほうを進めていくかということになれば、先ほども回答いたしましたけれども、企業経営、企業会計ということでございますので、施設の合理化、あるいは、経営の合理化、経費の節減、そういったことを十分考慮しながら会計のほうを預かっていくということを考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 質疑通告者の質疑が終了いたしましたので、認定第12号 企業会計決算に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案の各常任委員会付託につい

て

議長（君島一郎君） 次に、日程第8、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案につきましては、審査のため、各常任委員会に付託いたします。

議案第55号から議案第63号まで及び議案第65号から議案第66号までの11件については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本議会最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

決算審査特別委員会の設置及び

議案の特別委員会付託について

議長（君島一郎君） お諮りいたします。

日程第9、発議第6号 決算審査特別委員会の設置について及び、日程第10、議案の特別委員会付託についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの2件を一括議題といたします。

本件は、那須塩原市議会委員会条例第6条及び第7条第1項の規定ならびに市議会先例により議会選出の監査委員である21番、木下幸英君を除く議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から認定第12号までの各会計決算認定について付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会選出の監査委員以外の議員をもって組織する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から認定第12号までの各会計決算認定について付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議長指名といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に、19番、関谷暢之君、副委員長に14番、中村芳隆君、24番、山本はるひ君、28番、玉野宏君、7番、磯飛清君をそれぞれ指名いたします。

決算審査特別委員会は各会計決算について、お手元の配付の議案付託表のとおり審査を行い、本議会最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

請願・陳情等の関係常任委員会

付託について

議長（君島一郎君） 次に、日程第11、請願・陳情等の関係常任委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出された陳情2件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり、関係常

任委員会に付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は、登壇の上、審査結果の報告を願います。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時07分

平成 22 年第 4 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 6 号)

平成 22 年 9 月 13 日 (月曜日) 午前 10 時開議

- 日程第 1 議案第 65 号の質疑
- 日程第 2 議案第 55 号の質疑
- 日程第 3 議案第 56 号～議案第 63 号の質疑
- 日程第 4 議案第 66 号の質疑
- 日程第 5 認定第 1 号の質疑
- 日程第 6 認定第 2 号～認定第 11 号の質疑
- 日程第 7 認定第 12 号の質疑
- 日程第 8 議案の各常任委員会付託について
- 日程第 9 発議第 6 号 決算審査特別委員会の設置について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 10 議案の特別委員会付託について
- 日程第 11 請願・陳情等の関係常任委員会付託について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	荒	川	正	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	臼	井		淨	君					

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	斉	藤		誠		議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美		議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作		議事調査係	佐	藤	吉	将